

— 県道片岡栗東線特殊改良第1種工事に伴う —

芦浦遺跡発掘調査報告書

— 草津市芦浦町所在 —

I



1987.3

滋賀県教育委員会

滋賀県文化財保護協会

— 県道片岡栗東線特殊改良第1種工事に伴う —

芦浦遺跡発掘調査報告書

— 草津市芦浦町所在 —

I

1987.3

滋賀県教育委員会

財団法人 滋賀県文化財保護協会

序

滋賀県教育委員会では活力のある県民社会、生きがいのある生活を築くための一つとして、文化環境づくりにとりこんでいます。そうした中で文化財の保存と活用を図る施策のうち、開発に伴う埋蔵文化財の保護も重要な課題となっております。

先人の遺してくれた文化財は、現代を生きる我々のみならず子々孫々に至る貴重な宝でもあります。このような大切な文化遺産を破壊することなく、後世に引き継いでいくためには、広く県民の方々の文化財に対する深いご理解とご協力を得なければなりません。

ここに県道片岡栗東線改良工事に伴う事前発掘調査の成果を取りまとめましたので、ご高覧のうえ今後の埋蔵文化財保護のご理解に役だていただければ幸いです。

最後に、発掘調査の円滑な実施にご理解とご協力を頂きました。地元の方々並びに関係機関に対して厚く感謝の意を表します。

昭和62年 3月

滋賀県教育委員会

教育長 飯田 志農夫

例 言

1. 本書は県道片岡栗東線特殊改良第1種工事に伴う草津市芦浦遺跡の発掘調査報告書で、昭和60年度に発掘し、昭和61年度に整理したものである。
2. 本調査は滋賀県土木部道路課からの再配当により、滋賀県教育委員会を調査主体とし、(財)滋賀県文化財保護協会を調査機関として実施した。
3. 本書で使用した方位は磁針方位に基づき、高さについては東京湾の平均海面を基準としている。
4. 本事業の事務局は次のとおりである。

昭和60年度

滋賀県教育委員会

文化財保護課長	市原 浩
課長補佐	中正輝彦
埋蔵文化財係長	林 博通
“ 技師	用田政晴
管理係主事	山本徳樹

(財)滋賀県文化財保護協会

理事長	南 光雄
事務局長	江波弥太郎
埋蔵文化財課長	近藤 滋
調査二係長	田中勝弘
総務課長	山下 弘
“ 主事	松本暢弘
“ 嘱託	上田美笑子

昭和61年度

滋賀県教育委員会

文化財保護課長	服部 正
課長補佐	田口字一郎
埋蔵文化財係長	林 博通
“ 主任技師	用田政晴
管理係主任主事	山本徳樹

(財)滋賀県文化財保護協会

理事長	南 光雄
事務局長	中島良一
埋蔵文化財課長	近藤 滋
調査一係長	田中勝弘
調査二係技師	細川修平
“ “	大崎哲人
総務課長	山下 弘
“ 主事	泉 良子

5. 本書は細川修平、大崎哲人が執筆し、田中勝弘が編集した。
6. 出土遺物や写真・図面については滋賀県教育委員会で保管している。

目 次

序

例 言

1. はじめに	1
2. 位置と環境	1
3. 調査の経過	3
4. 調査の結果	5
イ、遺 構	5
ロ、遺 物	1 1
ハ、まとめ	2 1
5. 問題の所在	2 2
6. おわりに	3 4

挿 図 目 次

図 1.	遺跡位置図	2
図 2.	調査地点地形図	4
図 3.	遺構配置図と主要溝状遺構断面図	7～8
図 4.	主要土壌実測図	9
図 5.	水くみ場状遺構実測図	10
図 6.	SD-01, SD-02 出土遺物実測図	12
図 7.	SD-03 (上層) 出土遺物実測図	14
図 8.	SD-03 (下層) 出土遺物実測図	16
図 9.	SD-04, SD-05, SD-09, 包含層出土遺物実測図	17
図10.	芦浦周辺の古地割想定図	24
図11.	印岐志呂神社古墳群	28
図12.	犬上川扇状地上主要遺跡分布図	29

図 版 目 次

図版一	(1)調査地区全景 (西より)	
	(2)表土除去状況 (西より)	
図版二	(1)東地区全景 (発掘後、東より)	
	(2)東地区全景 (発掘後、西より)	
図版三	(1)東地区全景 (発掘後、西より)	
	(2)東地区SD-01 (東より)	
図版四	(1)東地区SD-01 (西より)	
	(2)東地区SD-02及びピット群 (東より)	
図版五	(1)東地区SD-02 (南より)	
	(2)西地区全景 (発掘後、西より)	
図版六	(1)西地区全景 (発掘後、東より)	
	(2)西地区SD-03, SD-05 (西より)	
図版七	(1)西地区SD-04 (東より)	
	(2)西地区SD-04 (南より)	
図版八	(1)西地区SD-04 断面土層 (南より)	
	(2)西地区SD-03遺物出土状況	
図版九	出土遺物	
図版〇	出土遺物	
図版二	出土遺物	

1. はじめに

芦浦遺跡は、草津市芦浦地先に所在する。当遺跡は、県道片岡栗東線特殊改良第1種工事に伴う事前確認調査において、土師器等の散布が認められ、試掘調査の結果発見したものである。試掘調査は路線延長約5750㎡を対象として実施し、その結果、約2000㎡の範囲に遺構の存在することが確認された。この結果をもとに関係機関と協議し、昭和60年度にはうち920㎡について発掘調査を実施し、残部については昭和61年度に実施することとした。

調査に当っては、立川正明、目方さち、長尾信恵の諸氏、地元芦浦会館の方々にお世話になった。記して謝意を表します。

2. 位置と環境

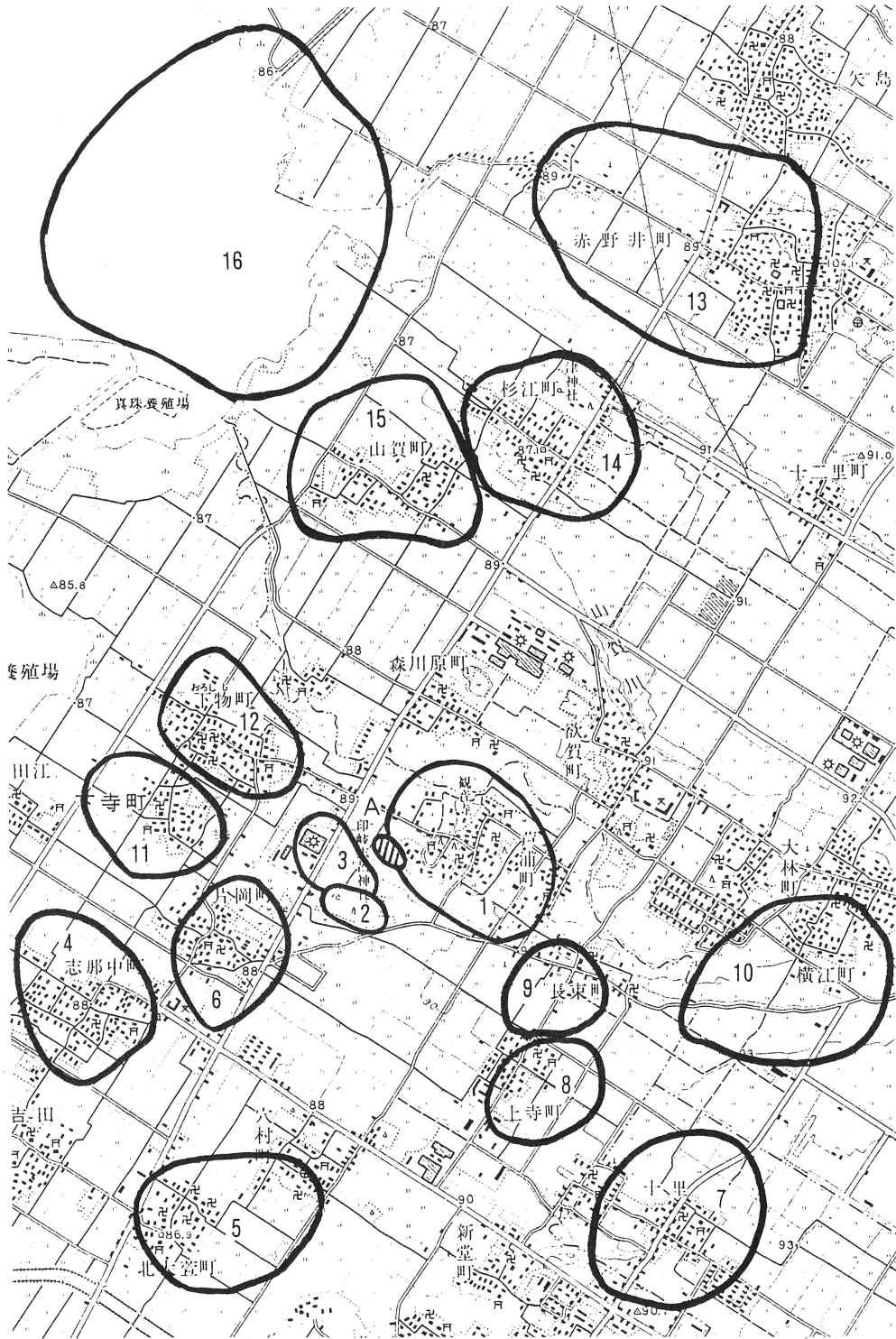
芦浦遺跡は草津市芦浦町に所在する。付近は野洲川南流域に該当する。現状では平坦な地形を呈しているが、古代においては開析扇状地、自然堤防、後背低湿地、三角州等の交錯した複雑な地形を呈していたものと考えられる。また、琵琶湖岸にも比較的近接した地点である。水位の不安定であった古代においては、琵琶湖水位の変化が遺跡の動向に大きく影響したものであろう。遺跡は海拔87.5m付近に存在し、現在の琵琶湖の標準水位は84.4mである。

以下付近の遺跡の動向について述べてみる。

縄文時代では、鳥丸崎、津田江、志那湖底の湖岸沿いの遺跡と、檜皮堂、北太田、宝田等の自然堤防上の遺跡が存在する。個別の遺跡の年代や性格には不明な点が多く存在する。遺跡立地の差異が何に起因するのか等、個別な問題と同時に解明されねばならない点が多い。なお、当該期の琵琶湖水面は現在より2～3m下位に存在したものとされる。

弥生時代では、北太田、志那湖底、鳥丸崎等の遺跡の成立を初現とし、下物、檜皮堂、津田江、上東、片岡、内畑、宮前等の遺跡が順次成立してゆく。今回調査した芦浦遺跡もその一つである。いずれの遺跡も後背湿地に近接して立地している。水田耕作という新たな生産手段が集落立地を決定させたためである。さて、これらの諸遺跡の成立は具体像まで語れないが、活発な移住と分村によるものと考えて大過なからう。不安定な自然条件下で集団の維持と拡大を達成したものである。特に、分村の活発化は集落数の増加を意味するものであり、これによって野洲川南流域を単位とするより大きな集団が形成されたのであろう。

古墳時代になると、集落の動向は不活発になるものとされる。これには、自然条件の変化や集団内部の諸問題等種々の原因が想定される。



A 調査地点 1 芦浦遺跡 2 印岐志呂神社古墳群 3 檜皮堂遺跡 4 志那中遺跡
 5 北大萱遺跡 6 片岡遺跡 7 十里遺跡 8 上寺遺跡 9 長束遺跡 10 横江遺跡
 11 下寺遺跡 12 下物遺跡 13 赤野井遺跡 14 杉江遺跡 15 山賀遺跡 16 赤野井湾遺跡

第1図 遺跡位置図 (S=1/25,000)

古墳時代後期になれば印岐志呂神社古墳群が築造される。方墳を含む4基から成る古墳群とされる。前段階までの不活発な遺跡の動向の中においても、後期古墳に表出されるような「首長制」が成立していた事実を示す。再び集落の動向も活発化してくるようであり、芦浦遺跡周辺の再開発が実施されたものかもしれない。

白鳳時代には、寺院が乱立とも言い得るまでに建立される。その分布密度は大和中枢部にも匹敵する。笠寺廃寺、花摘寺廃寺、観音堂廃寺、片岡廃寺、大般若寺跡、宝光寺跡、下之笠堂廃寺、観音寺廃寺、上之笠堂廃寺、長束廃寺の10ヶ寺である。これらの寺院跡は、軒丸瓦の文様、方形瓦の存在、瓦積基壇の存在等の諸点より、大津北郊地域の諸寺院との関連が予想される。また、統一的な古地割によって建立されている。近江大津宮時代の政策と関係して建立された可能性が考えられる。また、10ヶ寺の中で6ヶ寺までが海拔86mライン上に存在する。この事実が何を意味するものか、今後への課題である。

奈良時代以降も集落は微高地上に点々と営まれる。平安時代には条里地割が施行され、水田、集落に大きな影響を与える。中・近世では観音寺館や印岐志呂城の存在が知られている。

また、「芦浦屯倉」の存在が「日本書紀」安閑天皇条によって知られるが、これは守山市赤野井遺跡に比定する説が存在する。 (細川)

参考文献

「草津市史」 1981年

「草津市文化財調査報告書」 8 1984年

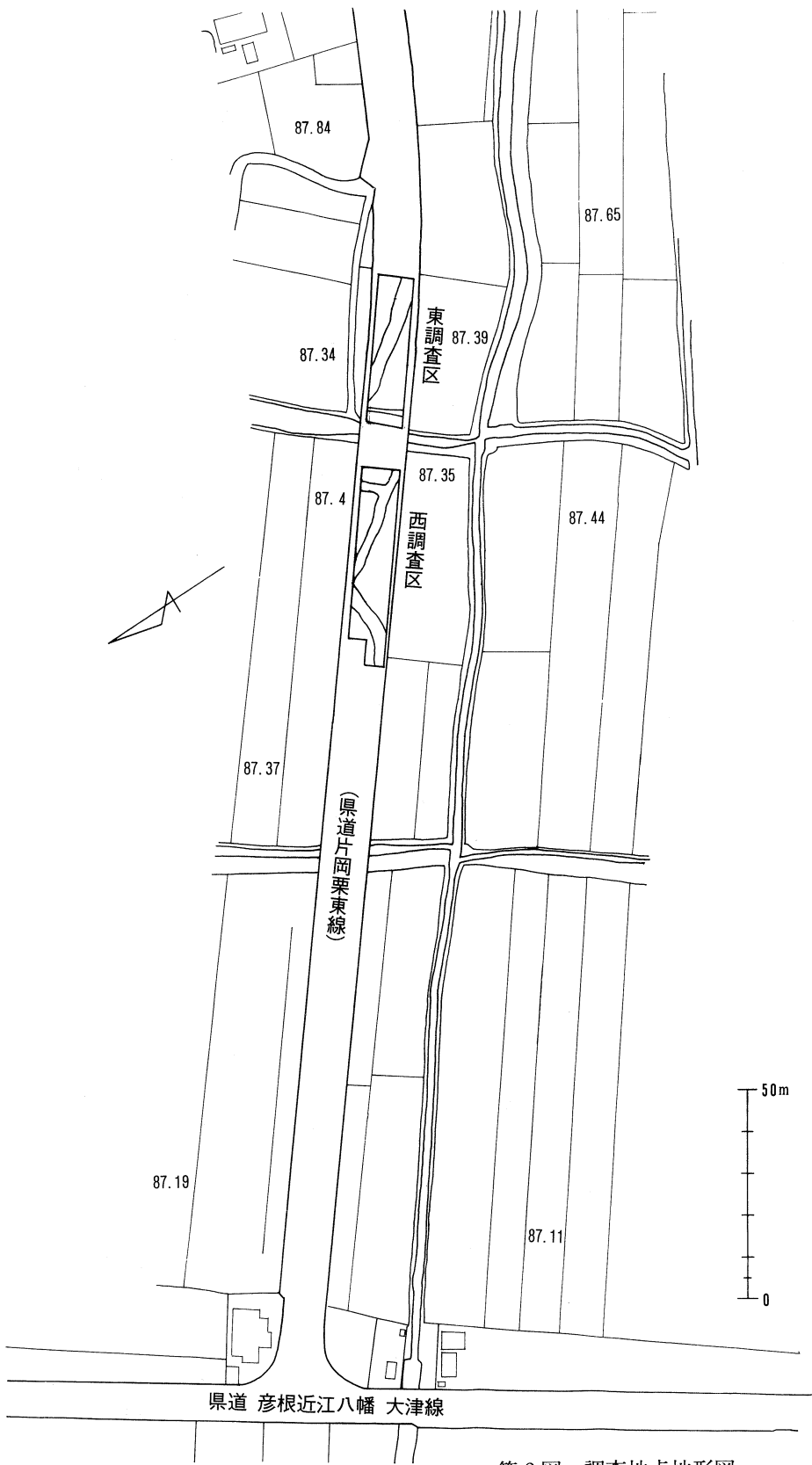
3. 調査の経過

調査は、調査対象区域のほぼ中央を横断する用水路及び畦道を境として東西の二地区に分けてトレンチを設定しておこなった。東地区は9m×36m、西地区は9m×49mのトレンチとした。

表土除去は重機を用いて東地区、西地区の順におこなった。表土下20cmから40cmで灰色粘土の遺構面に到り、その直上において土器等の若干の遺物を包含する。

東地区から遺構面の精査を開始するが、降雪、降雨等により作業は難航した。遺構の検出状況の写真を撮影した後に遺構の掘削を開始しえたのは調査開始から16日後であった。東地区においては溝状遺構2、土坑等を確認した。西地区は、東地区の掘削完了後に着手し、溝状遺構7を確認した。溝状遺構は全て、数ヶ所の試掘溝を掘削し遺構内埋土の状況を確認した後、全体を掘削するという方法をとった。

両地区の遺構完掘状況の写真撮影後、平面実測、土層実測を行なった。現地調査は、調査区内



第2図 調査地点地形図

の数ヶ所において断ち割り調査を行ない下層遺構の無いことを確認し完了した。

現地調査期間は、昭和60年12月16日から、翌年の2月8日までの約2ヶ月間を要した。(大崎)

4. 調査の結果

イ. 遺 構

1. 基本層序

青灰色粘土層(第1層 耕作土層)と茶褐色砂質土層(第2層 床土)を約30~40cm掘り下げた地点で地山土に到る。地山土は、黄褐色細砂土と淡青灰色砂質土によって構成される。茶褐色砂質土層がいわゆる包含層にあたる。

シケ抜き溝(暗渠排水溝), 粘土採掘壙を除けば、全ての遺構は地山土上面において検出した。また、地山土の断ち割りを約50cmの深さで実施したが変化は認められなかった。

2. 遺構分布

東地区 トレンチ南隅より北隅にかけてSD-01が存在する。水くみ場状遺構もSD-01の一部であり、トレンチ中央付近北東壁沿いで検出した。SD-02はトレンチ南西端で検出した。現水田の畦畔より約5m東西方向に位置するが、ほぼ平行して存在する。また、その東北側約12mの範囲内において、SK-01と第1ピット群を検出している。SK-02~SK-04は、トレンチ東隅で検出した。ここは調査地区内の最高地点である。

西地区 トレンチ南隅から北東壁中央付近にかけてSD-03を検出した。その検出範囲内の南端付近より分岐してトレンチ東隅に向うSD-04、北端部から分岐してトレンチ西隅に向うSD-05も合わせて検出している。SD-06~SD-10は小流水路であり、SD-03の洪水に伴うものであろう。他少数のピットやSK-06を散在的に検出した。

遺構密度は以上のように決して高いものではなかった。これは調査区が現芦浦の集落の立地する微高地の縁辺部に位置するためと考えられる。より高所側の東地区の方が西地区より遺構が多く存在した点や、遺構埋土内の土器がローリングを受けている事実からすれば、現芦浦集落の下に遺跡の中心が存在するものと判断されよう。

3. 溝状遺構

SD-01からSD-10までの計10条を検出した。しかし、SD-06からSD-10までの5条の溝状遺構は、SD-03を中心とする洪水や氾濫の痕跡である。ここでは、SD-01からSD-05までの5条について説明する。

SD-01 東地区内を対角線状に伸びて存在する。幅3.0m~4.0mの範囲内で、幅約1mの流水

部が移動することによって形成された。大きく見れば中央流水部と南流水部であり、それぞれ深さ $0.32\sim 0.36\text{m}$ 、 $0.30\sim 0.38\text{m}$ を測る。南より北へ流れたものである。

SD-02 東地区南西端に存在する。幅 1.1m 、深さ $0.26\sim 0.28\text{m}$ を測る。直線的に伸びており、西南方向から北東方向へ流れたものである。しかし、その流れは滞水状態に近いものである。また、数度の改修を受けている。

SD-03 西地区内を対角線状に伸びて存在する。幅 $2.0\text{m}\sim 2.8\text{m}$ 、深さ $0.44\sim 0.47\text{m}$ を測り、ゆるやかな蛇行状況を示す。南から北へ流れたものであり、これはSD-01とほぼ平行を示す。当初ゆるやかな流れを維持していた後、不均等な砂土によって急激に埋没したものである。

SD-04 SD-03の南端からほぼ直角方向（東側）に分岐して存在する。幅 2.1m 、深さ $0.48\sim 0.54\text{m}$ を測る。SD-03より分岐して東方へ流れ出すものである。数度の改修を受けている。

SD-05 SD-03の北端から分岐（西側）して存在する。幅 2.0m 、深さ 0.44m を測る。東方から西方へ流れるものである。数度の改修を受けている。SD-03が大きく蛇行した後の結果とも考えられるが、SD-03とは異り改修を受けている事実や、下層埋土が若干異り流れがやや急激であったと判断される点から、SD-03とは異なるものと判断した。

SD-06からSD-10までの洪水・氾濫痕は、いずれもがSD-03とSD-04、05の分岐点のいずれかにその基点が求められる。これは、SD-05が、北方へ大きくえぐられた状態を示しているのと同様の現象である。

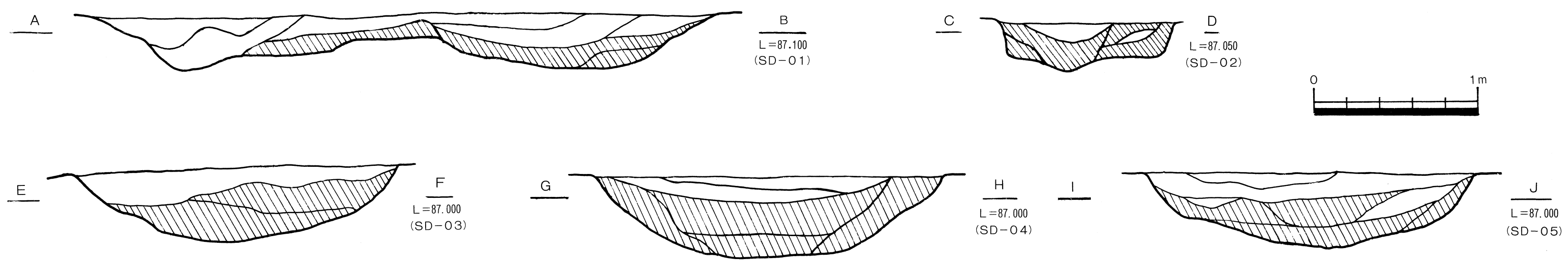
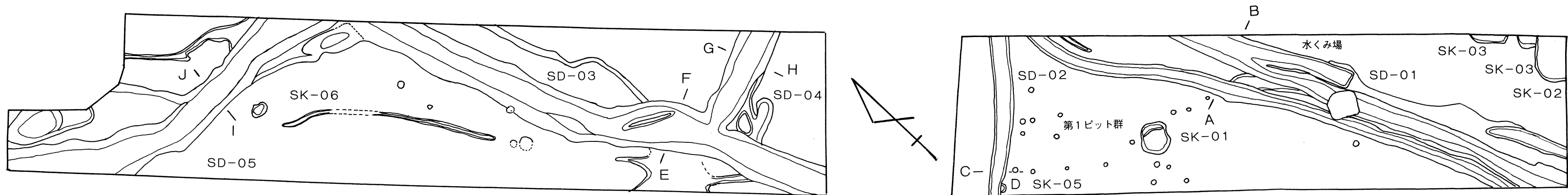
4. 土 壌

SK-01からSK-06までの6つの土壌を検出した。しかし、調査の都合上SK-04、05については掘り下げを実施し得なかった。また、SK-02、03、04は調査区外に広がるものであり、全体像は把握していない。以下、不備は存在するが、全ての土壌について説明する。

SK-01 東地区で検出した。長辺 1.7m 短辺 1.5m を測る不整な隅丸方形を呈し、最大の深さ 0.26m を測る。底面は一部が2段に掘り込まれる。埋土は粘質土である。

SK-02 東地区で検出した。 2.7m 以上 \times 1.8m 以上を測る隅丸形状の平面形を呈す。底面はほぼ平坦で、深さ 0.16m を測る。埋土は砂質土である。

SK-03 東地区で検出した。SK-02によって切り込まれている。 1.0m 以上 \times 0.8m 以上を測るやや不整な方形の平面形を呈す。底面はほぼ平坦で、深さ 0.12m を測る。埋土は細砂土で、SD-01上層埋土と共通する。



は粘土および粘質土

第3図 遺構配置図(上)と主要溝状遺構断面図(下)

SK-04 東地区で検出した。その大半がSD-02によって切り込まれており、掘り下げは行い得なかった。0.5m×0.5m以上を測る方形の平面形を呈し、深さは0.1m程度である。埋土は粘質土であるが、SD-01の埋土とは異なる。

SK-06 西地区で検出した。長径1.1m 短径0.7mを測る不整な長橢円形の平面形を呈す。舟底状の立面形を呈し、最大の深さ0.2mを測る。埋土は砂質土である。

5. ピット

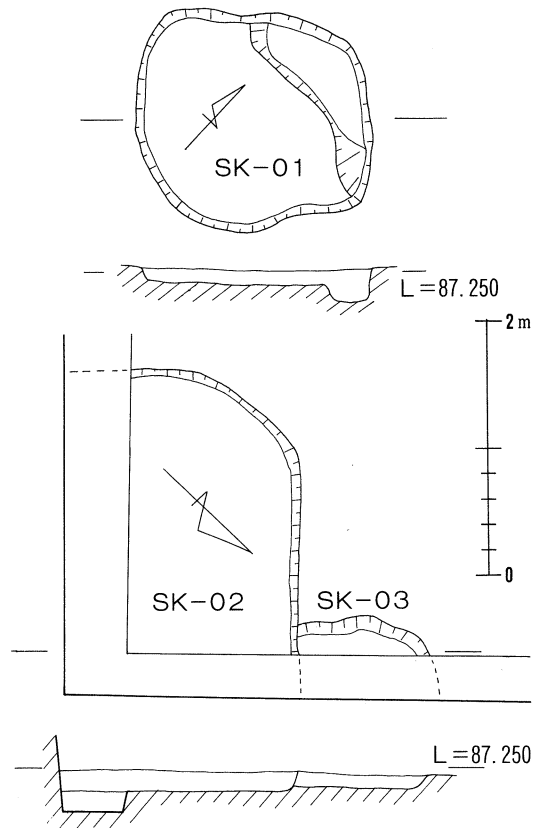
検出したピットは少数であり、それらを建物、柵等に整理することは不可能であった。ただし、分布、形状より群を形成していたものと判断し得るグループが指摘できた。このグループ外のピットは散在的であり、かつ規模、埋土等の共通点は見出し難いものである。

個々のピットの説明は省略するが、このグループについてのみ若干の説明を加えたい。

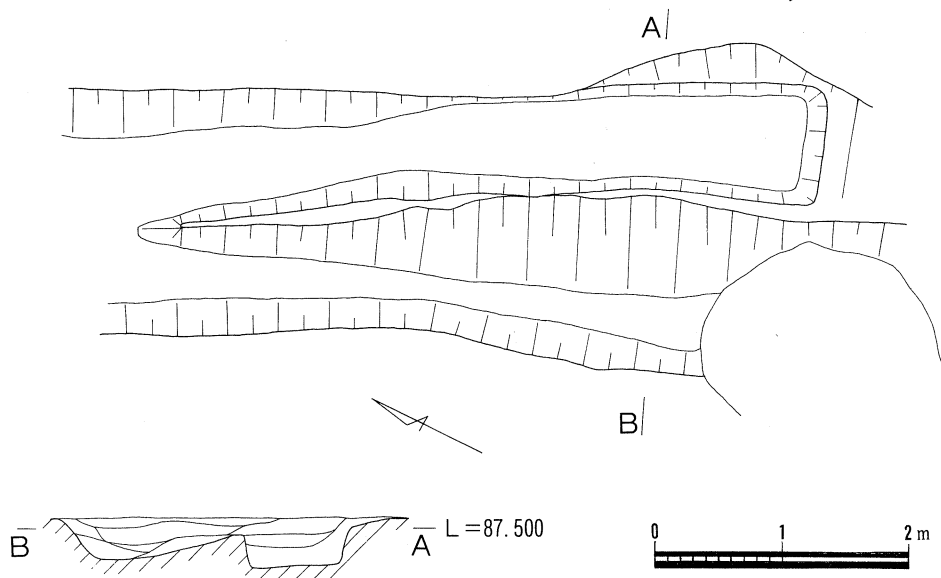
第1ピット群 東地区に存在する。SD-02より東方でSK-01付近までの範囲で検出したものである。全て、径0.3m 深さ0.2m程度の規模であり、埋土も細砂土で共通している。比較的集中した分布を示し、かつSD-02に区画され存在しているかのようである。

6. 水くみ場状遺構 (SD-01北流)

SD-01中央流水路に平行して存在する。上流側より「コ」字状に掘り込み、下流側でSD-01中央流水路と合流する。自然状態の河川においても、こうした現象は多く存在するようであるが、各辺が垂直的に鋭利に掘り込まれており、底面も均一な平坦面を呈している。SD-01に関連する人工的な遺構と判断した理由である。幅0.9m、長さ5.5m、深さ0.35~0.40mを測り、上流側が深い。SD-01の流量にも関係するが、常時一定の滞水状況を形成することが可能となる。導水施設ではなく、水汲み場等に利用された遺構と判断するのが妥当であろう。しかし、漁撈等の利用法を否定する理由もない。判断は、類似する遺構例の検出、分析を待ちたい。



第4図 主要土壌実測図



第5図 水くみ場状遺構実測図

7. ま と め

SD-01、03は、自然地形に応じた流れであり、またその掘り込みの形状からしても自然流水路と判断できる。その中で、SD-01は流水部分の固定もほとんど達成されておらず、不安定な状況を呈するのに対し、SD-03は安定した状況を示している。SD-01がより自然状態に近く、SD-03は若干ながら人工の手が加えられていた可能性が考えられるのである。

SD-03に若干ながら人工的な側面が存在する事実は、SD-04、05の存在とも関連する。SD-04、05は自然地形とは反する流れを示し、SD-03から取水する人工流水路であると判断できる。そして改修の事実よりその管理には十分注意が向けられていたものである。従ってその水源であるSD-03にも人工的な管理が実施されていた事実は容易に想定されよう。具体的な形では得られなかったが、流路の固定という現象はSD-03の管理と大きく関連するものであろう。

SD-02も、自然地形とは反する流れであり、人工流水路であると判断できる。これは、現畦畔とはほぼ同一地点、同一方向に掘削されたものである。現畦畔が復元される栗田郡条里の痕跡を留めているようであり、当然SD-02も条里地割の一部と判断されよう。ただし、SD-02の方位と条里方位には約5°の差異が存在する。この差異は、当該地点が自然地形変化点であり、かつ古地割との接点であるところから生じたものであろう。

SK-01と第1ピット群は、SD-02に区画されて存在するものと判断できた。SD-0

2は流水状況を有していた事実から、水田への取水に利用されていたものと思われる。一方、このような区画としての意味もSD-02は有していたものである。水田地帯の一角に形成された小集落という条里景観をこれらより想定しても大過なからう。

以上をまとめてみると、自然状況に近いSD-01、自然状況を管理したSD-03と人工流水路SD-04、05、条里地割としてのSD-02とそれに規定されたSK-01と第1ピット群という3つのグループを中心として遺構は形成されたものと言い得よう。この3つのグループは順次人工的な色彩が強くなっているものであり、また遺物から得られた年代観にも符合している。こうした事実は、芦浦周辺の開発史を考えるうえで重要なものとなってくるだろう。(細川)

ロ. 遺 物

本調査において出土した遺物は、その大半が前述した溝状遺構に伴うものであり、その分量は、遺物収納コンテナの凡そ7箱分に相当する。遺物の遺存状況は全体に良好とは言い難く、特に弥生土器等など土師質の土器においては調整等の不明瞭なものが多い。以下、図化し得た全ての遺物について、その概略を遺構別に述べる。

(1) SD-01 (北流路) 第6図

① 弥生土器 壺形土器 底径9.5cm。底部から胴部にむけて外反気味に移行する器壁をもつ。調整は、外面にハケの後、ヘラミガキをタテ方向に施す。底部と器壁を接合する際のツメ跡が観察できる。黒斑と、底部外面に木葉痕を有する。胎土に1~2mm大の有色鉱物、クサレ礫等を含む。焼成良好。淡橙白色。

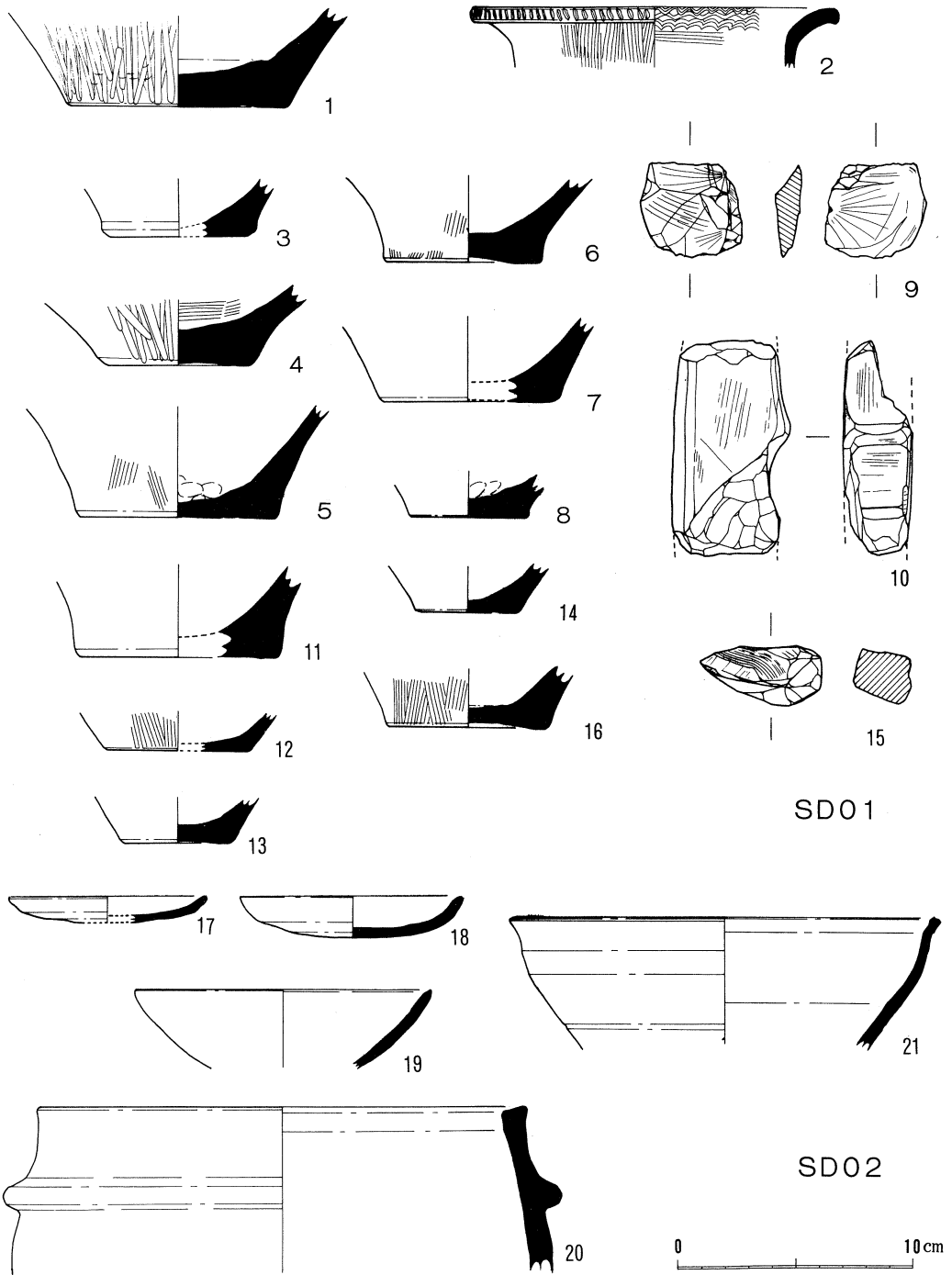
② 弥生土器 甕形土器 口径15.4cm。外反する口縁で、端部に面をもつ。調整は、口縁端部に刻み目を入れ、頸部外面はタテ方向のハケ、口縁部内面は波状紋、頸部内面はヨコ方向のハケを施す。胎土に1mm大のクサレ礫を含む。焼成良好。外面は茶褐色、内面は淡橙白色。外面にスス付着。

③ 弥生土器 甕形土器 底径5.8cm。胎土に1mm大の石英・長石・クサレ礫含む。焼成軟質。淡橙白色。

(2) SD-01 (中央流路上層) 第6図

④ 弥生土器 壺形土器 底径6.0cm。胴部にむけて外反気味に移行する器壁をもつ。外面にタテ方向の太い単位のヘラミガキ、内面にヨコ方向のハケを施す。1~2mm大の石英、長石等の石粒含む。焼成やや軟。淡橙白色。黒斑あり。

⑤ 弥生土器 底径8.4cm。外面にタテ方向のハケを施す。底部内面に指頭痕あり。胎土にクサレ礫等の石粒含む。焼成やや軟。淡橙白色。黒斑あり。



第6图 SD-01, SD-02出土文物实测图

- ⑥ 弥生土器 底径 6.5 cm。外面にタテ方向のハケを施す。焼成やや軟。淡橙白色。
- ⑦ 弥生土器 底径 7.2 cm。胴部へやや直線的に移行する器壁をもつ。磨滅著しい。長石、石英等の石粒含む。焼成軟質。外面橙白色、内面灰黒色。
- ⑧ 弥生土器 底径 5.0 cm。磨滅著しい。底部内面に指頭痕、外面に木葉痕あり。1 mm 大の長石・雲母片含む。焼成やや軟。橙白色。
- ⑨ 打製石器 不定形石器 剥片の鋭利な部分を利用しての刃器かと思われる。
- ⑩ 磨製石器 柱状石斧 刃部は欠損しており、縦・横斧の判断はむつかしい。背面の柄の装着部にくぼみをもつ。

(3) SD-01 (中央流路下層) 第 6 図

- ⑪ 弥生土器 底径 8.4 cm。胴部にむけて外反気味に移行する器壁をもつ。クサレ礫含む。焼成軟質。淡橙色。
- ⑫ 弥生土器 底径 6.0 cm。薄い平底の底部片で、外面にタテ方向のハケを施す。胎土に黒色鉱物(酸化鉄?)、雲母片含む。焼成良好。外面淡黒褐色、内面淡橙褐色。
- ⑬ 弥生土器 底径 4.4 cm。1~2 mm 大の石粒含む。焼成軟質。橙白色。
- ⑭ 弥生土器 底径 3.9 cm。胴部へ外反気味に移行する器壁をもつ。胎土にクサレ礫含む。焼成やや軟。淡橙白色。黒斑あり。
- ⑮ 不定形石器 淡緑白色。石核かと思われる。

(4) SD-01 (南流路) 第 6 図

- ⑯ 弥生土器 底径 6.8 cm。外面にタテ方向のハケを施す。胎土に 1~2 mm 大の石粒含む。焼成軟質。淡橙白色。

(5) SD-02 第 6 図

- ⑰・⑱ 土師器 小皿 ⑰は口径 8.2 cm、⑱は口径 9.4 cm。ナデにより成形。胎土精良。焼成やや軟。橙白色。
- ⑲ 黒色土器 壺 口径 12.6 cm 磨滅著しい。口縁部内面に一条の沈線をめぐらす。体部は口縁部へ内弯気味にのびる。内外面とも炭素付着。胎土は微細な長石を含み精良。焼成良好。淡黒褐色。
- ⑳ 土師器 羽釜 口径 20.6 cm。口縁部は外反気味に内傾し、端部に面を有する。鏝部を水平に貼り付ける。外面には炭化物の付着がみられる。胎土は粗く、焼成良好。茶褐色。
- ㉑ 須恵器 鉢 口径 17.8 cm。体部は内弯してたちあがり、口縁部は外反し端部に面を有する。回転ヨコナデにより成形。胎土に微細な長石、黒色粒を含む。焼成やや軟。灰色。

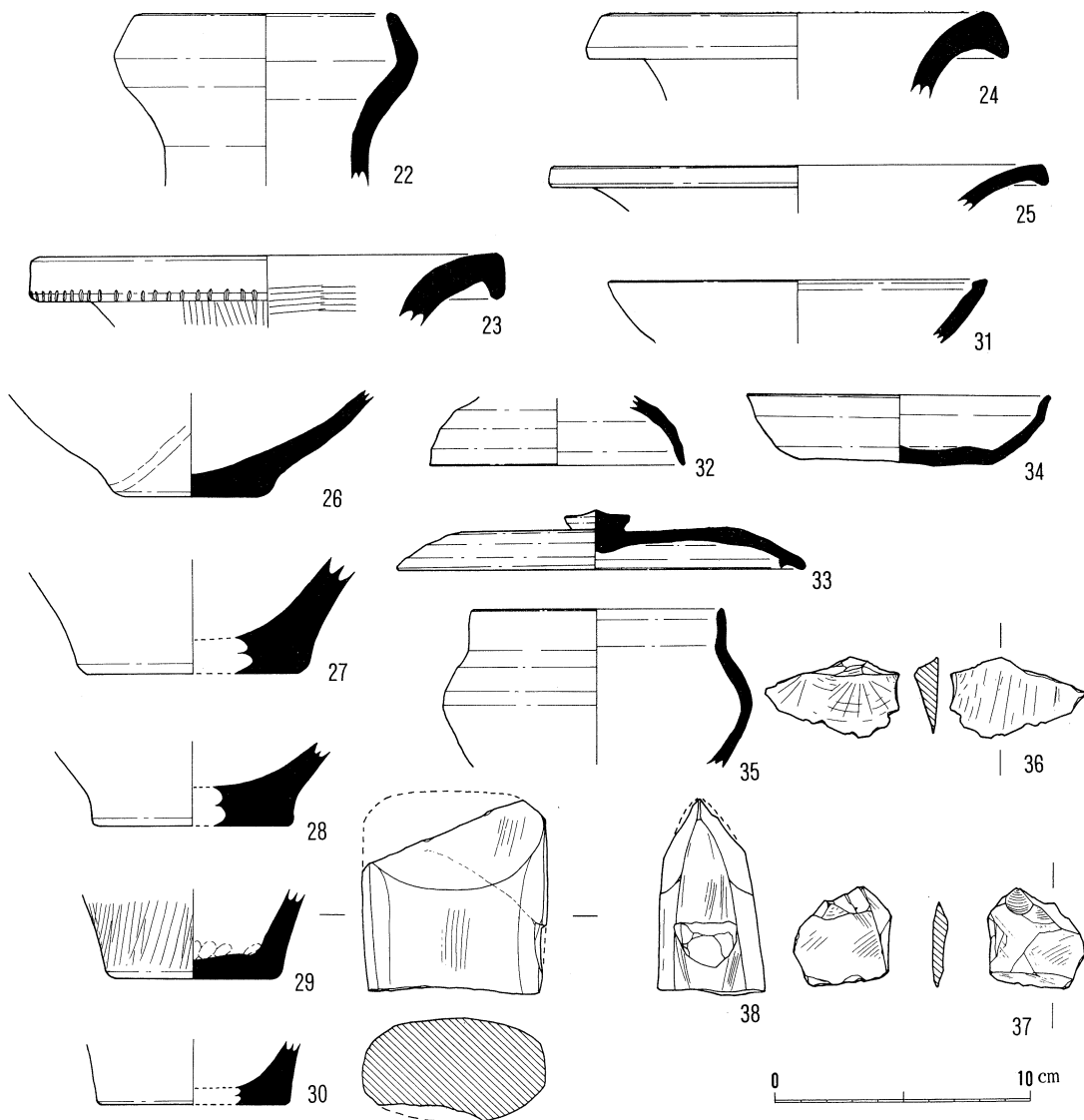
(6) SD-03 (上層) 第7図

②② 弥生土器 壺形土器 口径9.8cm。頸部から口縁部へは外反し、口縁部は内曲しておさまる。磨滅著しい。胎土は石粒多く、クサレ礫含む。焼成やや軟。淡橙白色。

②③ 弥生土器 壺形土器 口径18.0cm。口縁部を大きく外反させ、口縁端部を下方に折り曲げた形にふくらませる。口縁端部下端に刻み目を施す。頸部外面はタテ、内面はヨコ方向のハケを施す。焼成やや軟。橙白色。

②④ 弥生土器 壺形土器 口径14.2cm。形状は②③に似る。磨滅著しい。焼成やや軟。淡橙色。

②⑤ 弥生土器 壺形土器 口径19.2cm。口縁部を大きく外に開き、端部を下方に屈曲させる。②③・②④に比して器壁が薄い。胎土にクサレ礫を含む。焼成やや軟。淡橙色。



第7図 SD-03 (上層) 出土遺物実測図

②⑥ 弥生土器 底径 7.2 cm。やや上げ底の底部より内弯気味に胴部へと移行する。外面にかけ網目痕あり。胎土に 2 mm 大の石粒、クサレ礫を含む。焼成やや軟。白橙色。

②⑦ 弥生土器 底径 8.2 cm。厚い底部から直線的に胴部へと開く。磨滅著しい。胎土に 1 mm 大の石粒をやや多く含む。焼成軟質。淡橙白色。

②⑧ 弥生土器 底径 7.4 cm。厚い上げ底の底部。胎土に石粒多く含む。焼成やや軟。外面淡橙白色、内面暗灰色。

②⑨ 弥生土器 底径 6.0 cm。外面にタテ方向の粗いハケを施す。底部内面に指頭痕あり。焼成やや軟。暗橙白色。

③⑩ 弥生土器 底径 7.2 cm。直線的にたちあがる器壁をもつ。胎土に 1 mm 大の石粒を多く含む。焼成やや軟。淡橙白色。

③⑪ 土師器 甕形土器 口径 14.8 cm。内弯気味の口縁部で、口縁端部は内側に肥厚させ、その上端に内傾する面をもつ。胎土精良。焼成良好。淡橙灰色。

③⑫ 須恵器 坏蓋 口径 10.0 cm。体部は回転ヨコナデにより成形し、口縁部はやや外反気味に開き、端部は丸くおわる。胎土に微細な長石を含み緻密。焼成堅緻。青灰色。

③⑬ 須恵器 坏蓋 口径 16.0 cm。扁平な宝珠形つまみをもつ。天井部はヘラ削りを施して平坦に仕上げ、内面中央はナデにより仕上げる。口縁端部は丸くおわり、口縁部内面に突出しないかえりをもつ。

③⑭ 須恵器 坏身 口径 11.8 cm。器高 2.7 cm。回転ヨコナデにより成形し、口縁部はやや外反気味に開き、端部は丸くおわる。胎土に長石を多く含み、雲母片も若干含む。焼成良好。淡灰色。

③⑮ 須恵器 短頸壺 口径 9.8 cm。体部最大径 12.2 cm。回転ヨコナデで成形する。頸部は直立し、肩部はなだらかに体部へつながる。口縁端部は丸くおわる。胎土に微細な長石を含む。焼成良好。暗青灰色。

③⑯・③⑰ 不定形石器 材質はサヌカイト。剥片の鋭利な部分を利用しての刃器かとおもわれる。

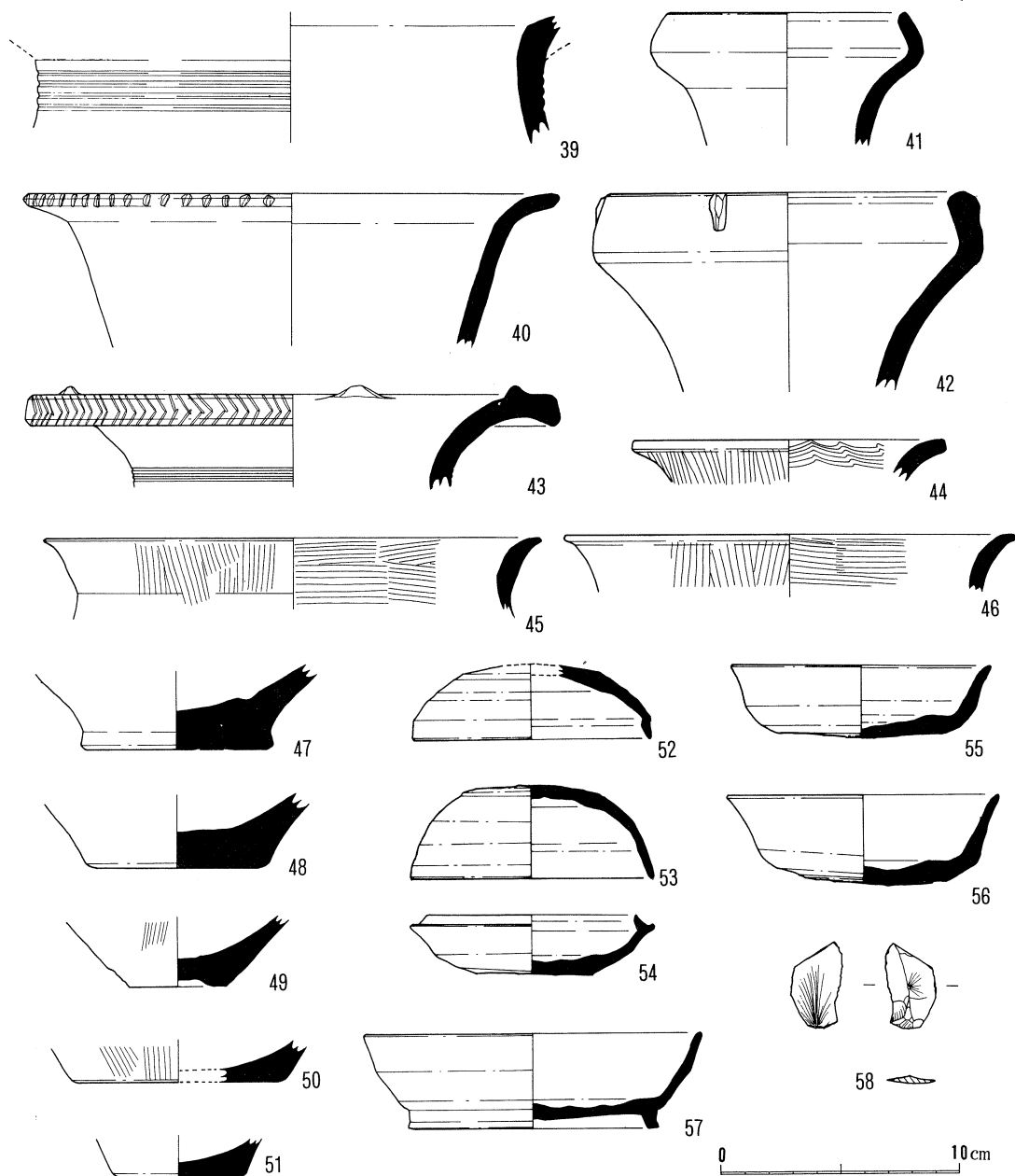
③⑱ 磨製石器 蛤刃石斧 断面は隋円形を呈し、刃部の大半を欠損する。刃部先端付近は丁寧に磨製している。幅 7.3 cm。残存長 7.7 cm。

(7) SD-03 (下層) 第 8 図

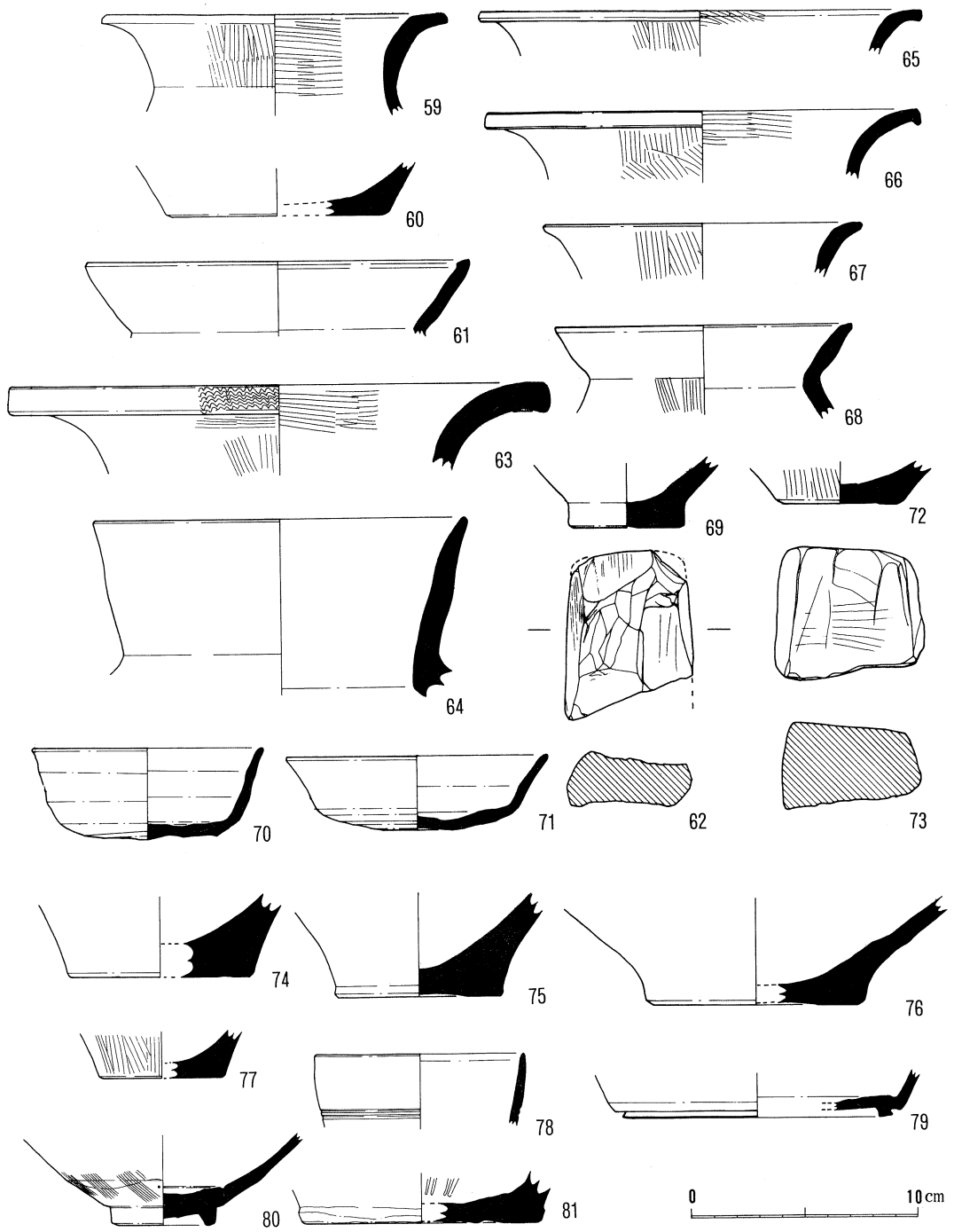
③⑲ 弥生土器 甕形土器 4 条の沈線を巡らす頸部。胎土にやや大粒の長石・石英等を多く含む。焼成良好。外面淡明橙色、内面淡橙白色。

④⑩ 弥生土器 甕形土器 口径 22.0cm。大きく外に開く口縁部をもち、端部外面に刻み目を施す。胎土に多くの石粒を含む。焼成やや軟。淡橙白色。

④⑪ 弥生土器 壺形土器 口径 9.8cm。頸部から口縁部へ外反し、口縁部は内曲しておさまる。胎土精良。焼成良好。淡橙白色。口縁部外面に黒斑あり。



第8図 SD-03 (下層) 出土遺物実測図



第9图 SD-04 (59~60), SD-05 (61~71), SD-09 (72·73) 包含層(74~81)
 出土遺物実測図

④② 弥生土器 壺形土器 口径 15.0cm。④①の大型品で、口縁端部に内傾する面をもつ。口縁部外面にコブ状の隆起を貼り付ける。胎土に1～2mm大の石粒を多く含む。焼成軟質。淡橙白色。

④③ 弥生土器 壺形土器 口径 22.0cm。口縁部を大きく外反させて開き、端部は下方にわずかに拡張させる。端部はヘラ描き紋で飾り、頸部には沈線3条を巡らす。口縁部上面にコブ状隆起を有する。胎土にクサレ礫を含む。焼成良好。淡橙白色。

④④ 弥生土器 甕形土器 口径 13.0cm。外反して開く口縁部で、内面に波状紋、外面にタテ方向のハケを施す。胎土に黒色石粒を含む。焼成やや軟。橙白色。

④⑤ 弥生土器 甕形土器 口径 15.8cm。外反して開く口縁部で、内面にヨコ方向、外面にタテ方向のハケを施す。胎土は石英・長石を多く含み粗質。焼成やや軟。外面淡橙灰色、内面暗灰色。

④⑥ 弥生土器 甕形土器 口径 18.8cm。形態は④⑤に似る。口縁部の内外面に炭化物付着。胎土に雲母片含む。焼成良好。茶褐色。

④⑦ 弥生土器 底径 7.6cm。厚い底部をもつ。胎土に黒色石粒を含む。焼成軟質。外面淡橙白色、内面淡灰黒色。

④⑧ 弥生土器 底径 6.8cm。器壁は底部よりなだらかにたちあがる。胎土に1～2mm大の長石・石英等の石粒含む。焼成やや軟。明橙褐色。

④⑨ 弥生土器 底径 4.1cm。底部中央は周縁部よりも高く成形される。体部外面にタテ方向のハケを施す。胎土は石粒多く粗質。焼成良好。外面淡橙白色、内面暗灰色。

④⑩ 弥生土器 底径 8.2cm。底部よりゆるやかにたちあがる器壁をもつ。体部外面にタテ方向のハケを施す。胎土に石英・長石等を多く含む。焼成やや軟。淡灰褐色。

④⑪ 弥生土器 底径 5.0cm。胎土に黒色粒を含む。焼成やや軟。淡橙灰色。

④⑫ 須恵器 坏蓋 口径 10.0cm。体部は回転ヨコナデ、天井部はヘラ切り後未調整、天井部内面にナデを施して成形する。口縁部はやや外反気味に開く。胎土は雲母片、黒色粒を含み緻密。焼成良好。灰色。

④⑬ 須恵器 坏蓋 口径 10.2cm。器高 4.0cm。成形法は④⑫に似る。胎土に1mm大の長石を多く含む。焼成良好。淡灰色。

④⑭ 須恵器 坏身 口径 8.8cm。器高 3.5cm。回転ヨコナデにより成形し、底部外面にはヘラ削りを施す。立ち上がりを受けを有し、立ち上がり部は三日月状を呈する。焼成良好。内面青灰色、外面灰色。

④⑮ 須恵器 坏身 口径 10.9cm。器高 3.1cm。回転ヨコナデにより成形し、底部外面はヘラ

削りにより仕上げる。口縁部はやや外反して開き、端部は丸くおわる。焼成良好。淡青灰色。

⑥⑦ 須恵器 坏身 口径 11.4cm。器高 3.8 cm。回転ヨコナデにより成形し、底部はヘラ切り後ナデおさえて仕上げる。底部内面はナデを施す。焼成は良好であるが、器壁に気泡を多く含む。暗灰色。

⑥⑦ 須恵器 坏身 口径 14.2cm。底径 9.8 cm。器高 4.1 cm。断面方形のやや外に開く高台を有する。口縁部は外に開き、端部は丸くおさめる。焼成良好。淡青灰色。自然釉付着。

⑥⑧ 不定形石器 材質はサヌカイト。剥片をさらに部分的に加工し、刃器として利用したものかと思われる。

(8) SD-04 第9図

⑥⑨ 弥生土器 甕形土器 口径 15.0cm。大きく外反して開く口縁部で、外面にタテ方向、内面にヨコ方向のハケを施す。胎土に 1 mm 大の石粒多く含む。焼成良好。内面淡灰色、外面橙灰色。

⑥⑩ 弥生土器 底径 9.2 cm。器壁は底部よりなだらかに立ち上がる。胎土に雲母片含む。焼成やや軟。外面灰褐色、内面橙灰色。

(9) SD-05 (上層) 第9図

⑥⑪ 土師器 甕形土器 口径 17.0cm。「く」字状に屈曲する口縁部で、口縁端部は内側に肥厚させ、その上端に内傾する面をもつ。胎土に 1 mm 大の長石等を含む。焼成良好。淡灰褐色。口縁部外面にスス付着。

⑥⑫ 磨製石器 磨製石斧。一部欠損した刃部をさらに磨製して利用した様相を呈する。

(10) SD-05 (下層) 第9図

⑥⑬ 弥生土器 壺形土器 口径 24.0cm。大きく外反して開く口縁部で、端部は下方に折り曲げて垂下し、外側に面を有する。頸部外面はタテ方向、口縁部の内外面にはヨコ方向のハケを施す。口縁端部の外面は、細かい周期の波状紋で飾る。胎土に 1 mm 大の石粒を含む。焼成軟質。淡橙白色。

⑥⑭ 弥生土器 壺形土器 口径 16.4cm。やや外に開きながら直立する口縁部をもつ長頸壺。口縁端は丸くおさめる。胎土にクサレ礫等を含む。焼成良好。橙白色。

⑥⑮ 弥生土器 甕形土器 口径 19.6cm。外反して開く口縁部で、端部外側に狭い面をもつ。口縁部外側はタテ方向、上面はヨコ方向のハケを施す。胎土に 1 mm 大の石粒を含む。焼成やや軟。淡橙褐色。

⑥⑯ 弥生土器 甕形土器 口径 19.0cm。外反して開く口縁部で、端部は下方に折り曲げて垂下し、外側に狭い面をもつ。口縁部外面にタテ方向、内面にヨコ方向のハケを施す。胎土に雲母

片を含む。焼成良好。外面茶褐色でスス付着。内面橙灰色。

⑥7 弥生土器 甕形土器 口径 14.0 cm。外反して開く口縁部で、端部は単純に丸くおさめておわる。外面にタテ方向のハケを施す。胎土に 1 mm 大の石粒を多く含む。焼成良好。灰茶褐色。

⑥8 弥生土器 甕形土器 口径 13.2 cm。「く」字状に屈曲する口縁部で、端部は強くナデて上面に内傾する面をもつ。胎土に 1 mm 大の石粒含む。焼成良好。外面淡橙色、内面灰褐色。

⑥9 弥生土器 底径 4.6 cm。胎土に雲母片含む。焼成良好。淡橙灰色。

⑦0 須恵器 坏身 口径 10.2 cm。器高 4.1 cm。回転ヨコナデにより成形し、底部外面はヘラ切り後ナデで、内面はナデにより仕上げる。体部は直立気味に外に開く。胎土にやや大粒の長石を含む。焼成良好。淡灰色。

⑦1 須恵器 坏身 口径 11.6 cm。器高 3.3 cm。丁寧な回転ヨコナデにより成形し、底部外面は回転ヘラ削り、内面はナデにより仕上げる。胎土は、やや大粒の長石・黒色石粒を含むが全体的に精良。焼成良好。淡青灰色。

(11) SD-09 第9図

⑦2 弥生土器 底径 5.0 cm。器壁は底部よりゆるやかに立ちあがる。外面にタテ方向のハケを施す。胎土に 1 mm 大の長石・黒色石粒を含む。焼成やや軟。淡橙色。

⑦3 砥石 断面方形で、使用痕あり。

(12) 包含層 第9図

⑦4 弥生土器 底径 8.0 cm。胎土にクサレ礫等を含む。焼成やや軟。内面灰褐色、外面淡橙色。

⑦5 弥生土器 底径 7.2 cm。器壁は底部より外反気味に胴部へ移行する。胎土にクサレ礫等を含む。焼成良好。外面暗灰色、内面淡橙白色。

⑦6 弥生土器 底径 9.1 cm。器壁は底部より外反気味に大きく開いて胴部へ移行する。胎土に 1 mm 大の石粒を多く含む。焼成良好。淡橙色。

⑦7 弥生土器 底径 5.2 cm。体部外面にタテ方向のハケを施す。胎土に 1 mm 大の石粒含む。焼成良好。橙白色。

⑦8 須恵器 直口壺 口径 9.2 cm。回転ヨコナデにより成形し、口縁端部はやや鋭くおさめる。口縁部下半に 2 条の沈線を平行に巡らす。胎土は微細な長石を含み精良。焼成良好。暗灰色。

⑦9 須恵器 坏身 底径 10.8 cm。外側にふんばる断面台形の高台を有する。胎土に微細な長石・黒色石粒を含む。焼成良好。暗灰色。

⑧0 白瓷 碗 底径 4.0 cm。底部外面中央に削り残しがある。高台は断面方形を呈する。体

部下半から高台部は露胎であり、施釉部はやや青みがかった乳白色を呈する。ハケは施釉前に施す。内面に三叉トチン痕あり。

㊦ 信楽焼 播鉢 底径 10.2cm。2本単位の刻み目を有する。胎土に1～2mm大の石英・長石を含む。焼成堅緻。赤褐色。

(13) その他

上述した以外の遺構においては、図化し得る遺物を出土しなかった。SD06とSK03は弥生土器片、SK-01・SK-02は土師皿、黒色土器碗、羽釜等を断片的に包含した。(大崎)

ハ. ま と め

今回の調査により得られた成果を以下に列記する。

- (1) SD-01は、弥生時代中期以降の遺物を包含するが、埋土下層より弥生時代後期の土器(12・13・14・16)を出土する。したがって、この溝状遺構は弥生時代後期のものと考えられる。但し、北流路に関しては弥生時代中期の土器のみを出土しており、遺構のあり方からみても弥生時代後期とするよりも、弥生時代中期の年代を考える方が妥当である。これらのことより、SD-01は弥生時代中期には機能しており、北流路もおよそその時期に掘削されたものであろう。その後、一時的に流れを止めたが、弥生時代後期に至るまで存在したものと考えられる。
- (2) SD-02は、平安時代末期(12世紀代)の遺物を出土しており、遺構の年代もこれにしたがうものである。そしてSK-01、SK-02に関しても、この時代の遺物を出土している。
- (3) SD-03は、遺物量が最も多く、弥生時代前期から歴史時代に至るまでの遺物を包含した。遺構の年代は、埋土下層から出土した須恵器(52～57)より、七世紀前半から後半頃まで機能したものと考えられる。SD-04、SD-05に関しても、およそ同時期のものと考えられる。

以上の点を核として整理すると、今回の調査において検出した遺構は、

SD-01(北、中央流路)→SD-01(中央、南流路)・SD-06・SK-03→SD-03
・SD-04・SD-05→SD-02・SK-01・SK-02

という変遷をたどり得る。この動向を草津市北部地域の様相に関連させて位置づけ、成果のまとめとする。

SD-01(北、中央流路)の機能した弥生時代中期は、野洲川の後背湿地において遺跡数が増加する時期である。SD-01は人工的な掘削が加えられており、集落が遠からず存在することを想起させる。この地における集落が野洲川の形成した自然堤防上の微高地に立地し、後背湿地が農

地として利用されてることから想定すると、SD-01は農業生産の為の水利施設的な役割を有していたと考えられる。SD-01(中央、南流路)についても、ほぼ同様の機能が考えられる。そして、このSD-01が一時的にその機能を停止しつつも弥生時代後期まで存在したことは、この地が野洲川の氾濫原という不安定な立地ながらも、微高地における集落は継続して営まれていたことを示すものといえる。

SD-03、SD-04、SD-05と、前のSD-01の間には、時間的な空白が存在する。これは、この地域において数多くあった弥生時代中期以降の遺跡が古墳時代前期頃に姿を消していき、白鳳寺院が集中的に造営される七世紀後半まで遺跡の存在が途絶える動向と様相を同じくするものである。隣接して存在する観音寺廃寺の造営時期(七世紀後半)に先立っての七世紀前半頃に、この地域の再開発が始まったと考えられる。

SD-02は、この地域においてみられる一連の条里地割(栗太郡主条里)と同方位をもつものである。観音寺廃寺が栗太郡主条里とは異なる異方条里が想定されており、その変容を考える上での一資料となり得るであろう。(大崎)

5. 問題の所在

1

今回の調査では、弥生時代から中世に到る遺構、遺物を検出した。それらの中で溝状遺構は時代の移行に伴い、その性格を順次変化させているものと判断できた。溝状遺構の性格変化は、治水方法の変化、すなわち開発の進展状況を示すものである。

開発、特に水田開発は、社会構成の問題と直結する。水利施設という統一物を媒介にして複数集団が結合して開発を実施し、その結果また新たな集団が形成される。あるいは、地域集団を越えた強大な権力によって開発が推進された場合も存在する。いずれにしろ、開発が社会構成、あるいはそれを取り囲む政治過程と関連することは否定できない。

今回の調査報告のまとめとして、芦浦遺跡での開発過程を明かにしつつ、開発の有する一般的性格について考えてみたい。

2

まず、芦浦遺跡の溝状遺構の位置付けを明確にする所から初めたい。溝状遺構は3つの段階に分けることが可能であり、それに従って述べることとする。

芦浦Ⅰ期 弥生時代中期から同後期までが該当する。すなわちSD-01の機能した期間で

ある。

SD-01は、南東方向から北西方向へ流れる。幅3～4m程度の範囲内で、幅約1mの流水路が常時変化しながら存在したものであり、自然流水路と判断できる。これは、芦浦微高地と印岐志呂神社微高地との間に存在する低湿地部に網羅状に流れていたであろう小河川の一部でもある。

芦浦微高地上には、SD-01に近接して集落が営まれていたであろう事実は、SK-03、04、水くみ場状遺構の存在から想定され、印岐志呂神社微高地上にも集落は存在する。これらの集落が同時併存であったか否かは不問とするが、これらの集落の開発対象地としてSD-01の流れる低湿地部を想定することは不可能ではないだろう。すなわち、この低湿地部が水田として利用されていた可能性は高いものである。SD-01が、これらの水田に利用されていたと判断することはできないが、網羅状に流れる小河川のいずれかが整備され、用水路としての機能を付与されていたものと想定し得る。

いずれにしろ、ほぼ自然状態のまま放置されていたSD-01の存在は、水田に対しても集落に対しても大きな脅威であったと考えられる。後述するように用水路等の設備は相当なものが存在したと思われるが、SD-01の存在は、用水として整備される河川以外は自然状態のまま放置されていた事実を示すものではなかろうか。

SD-01は、集落、水田に近接する自然流水路である。小河川と言えども大きな危険を有するものである。それがそのまま放置されていた事実は、開発技術の未熟さを示すものであろう。

芦浦Ⅱ期 7世紀初頭から8世紀までが該当する。SD-03、SD-04、SD-05の機能した時期である。

SD-03は、幅約3mの流水路であり、南東から北西方向へ流れる。等高線に直行しており、自然流水路と判断できる。しかし、SD-01とは異なり、幅3m内で安定した流れを呈していたようであり、小河川が固定化されていたものと考えられる。SD-01のように全くの自然状態のまま放置されていたものではない。小河川への一定の維持管理が実施されていたのである。

さらに、SD-04、SD-05はSD-03から分岐して、等高線と平行して流れる流水路である。ともに幅約2mの人工流水路と判断される。自然流水路から人工流水路への取水施設の構造については明らかにし得なかったが、分岐点付近がやや深くなっている事実、粘土の堆積が他より著しい事実、分岐点付近から水があふれ出している事実等より、堰等を設置し滞水状況を形成したうえで取水していたものと判断できた。SD-04は芦浦微高地上へ、SD-05は低湿地部へ、それぞれ導水されたものである。規模や立地から判断すれば両者ともに灌漑用水路であ



第10図 芦浦周辺の古地割想定図（註①文献より）

り、微高地縁辺部と低湿地部が計画的に同時に開発された事実を示すものである。

以上、当該期は河川管理が達成され、計画的な開発が、微高地、低湿地といった微地形に左右されず実施された段階と言い得る。低湿地内の一部が開発され、付近に自然状態のままの河川が存在した前段階とは大きな変化である。当然、その間の低湿地部の堆積化という自然条件の変化も理由の一つになるろうが、開発技術の向上と、それを可能にした社会条件の変化に最大の理由が存在する。微地形に左右されない計画的開発は、この意味から大きく評価されねばならないだろう。

芦浦Ⅲ期 中世初頭の12世紀が該当する。SD-02の存在期間である。

SD-02は、現水田の地割方向にほぼ一致し、N-38°Eの方向で北流する小水路である。付近一帯は条里遺構が明瞭に残在しており、これはN-33°Eの方向を示す。従って、若干のズレを微地形による誤差と理解するなら、SD-02は条里地割の一部と判断できよう。これは、SD-02の位置からも首肯できる。

ところで、SD-02の東方ではSK-01や第Iピット群等同時代の遺構が比較的顕著に検出されたのに対し、西方では全く遺構が存在しなかった。これは、SD-02が区画溝としての機能を有していた事実を示すものであり、その西側を水田に、東側を集落にそれぞれ利用、区画されていた事実を示している。当然、SD-02は流水状況を示し、かつ、より高所へ流れている事実は、西側水田への灌漑用水路としての機能を有していた事実を示すものでもある。

いずれにしろ、当該期では、芦浦遺跡が条里景観に組み込まれ、水田開発と集落構成が、それによって統一的に実施されていたのである。付近の調査でも、条里の施行はほぼこの段階に該当するようであり、古代の開発の到達点であり、中世の開発の出発点である条里制による地割が、この段階の所産である事実は否定できない。

ところで、芦浦Ⅱ期の廃絶に関連し、当該期と同様の内容を有する開発が、7世紀末頃に実施された可能性が指摘されている。いわゆる「古地割」の施行である。古地割は^①、微地形の影響を受けつつも、N-11°Eの方向を示し、下寺観音堂付近では約106~107mメッシュの溝渠遺構として存在する。古地割は、低湿地と微高地上を統一的に開発する点や、付近の白鳳寺院がほぼこの方位に従っていることから予想される集落への規格化という点において、条里開発と何ら異なる点は存在しない。しかし、守山市赤野井付近の古地割が南北方向を示し、当該地区の古地割の方位と異なる点からすれば、広大な範囲を対象としたものではなかったと推定される。この点においては、条里地割とは明確に区別されよう。

また、今回の調査でその遺構が検出されていない事実は、統一的な用水路としての意味を付与

されていなかった事実を示す。前段階の開発形態からも、後の条里地割からも区別される視点となる。いずれにしろ、前段階とは全く異なる開発が施行され、これは一定範囲内での計画性、集落構成までの規格性という点においてⅢ期に含み得るものである。

つまり、当該期は古地割による狭い範囲での前半期と、広範囲に及ぶ条里地割による後半期に分けるべきものであり、前半期は7世紀後半から8世紀前半の頃、後半期は12世紀に比定できる。

以上、芦浦遺跡の開発状況を周辺の状況を加味しつつ見てきた。再整理をするなら、

芦浦Ⅰ期 本格的な自然管理を行わず、自然流水路が開発対象地付近にも存在する段階

芦浦Ⅱ期 自然流水路を計画的に固定化し、それらから人工流水路を引き、微高地上及び低湿地部を統一的に開発する段階。

芦浦Ⅲ期前半 一定範囲に及ぶ計画的な地割を施行し、それによって開発を実施する段階、ただし、まだ十分な確証は存在しない。

芦浦Ⅲ期後半 広大な範囲に及ぶ条里地割を施行し、それによって開発を計画的に実施した段階。

という都合4つになるだろう。

3

以上4つの画期によって集団関係や社会構成はどのように変化したであろうか。他地域における開発の状況を参考にしつつ考えてみたい。

芦浦Ⅰ期における灌漑用水の技術には相当なものが存在する。

② 京都府森本遺跡では用水路が検出されている。幅1～1.8mの溝で、両側を矢板によって土どめが施されている。水路に直交する丸太が存在し堰としての機能が想定され、水田状遺構がこの水路に沿って検出されている。水路は全長400mに達するものであり、そこに打ち込まれた矢板は10000本以上になると言う。広大な面積が水田として開発された事実を示すものであり、その灌漑用水路へは膨大な労働力が投下されているのである。弥生時代中期初頭に比定される。一方、③ 大阪府西浦橋遺跡では蛇行する自然河道に堰を設置し、攻撃面から幅4mの人工流水路に取水していた。弥生時代中期中葉に比定される。また、岡山県雄町遺跡では、弥生時代中期中葉の幅6m程度の幹線用水路と、それから分岐する小溝とが検出されている。幹線用水路は矢板、杭等によって保護されたものではあるが、自然流水路を利用したものであり、全くの人工流水路ではない。

さて、これらの灌漑施設は相当な労働力が投下され、維持管理に十分な注意が向けられていた事実を示す一方、自然の流水路を利用したものであり、微地形に左右されない本格的な人工用水路を掘削したものではない。決して大規模な開発であるとは言い難いものではある。つまり、自

然の微地形に左右されつつ、集落近辺の小水路を利用して周辺を開発していたものに留るのである。森本遺跡の400mにも及ぶ水路は長大なものではあるが、それは恵まれた自然環境とその開発を実施し得る人口の存在を示すものであり、周辺の地形から判断しても、決して小水系を越えた開発とは考えられないものである。言わば、小水系に限定された範囲内を点的に開発を実施していたにすぎないのである。当然、小水系の範囲や集団規模によって開発面積に大小が生じてくるものであり、これこそ弥生時代の不均等発生の原因である。

芦浦遺跡周辺においては、片岡・志那中・下物・皆出・欲賀等々の集落が存在する。これらは点々と移住し、かつ人口増のため分村していった結果成立したものである。活発に移住している事実は、水田経営の未熟さと、点的にしか実施されなかった開発を如実に示すものである。弥生時代の開発の実態を示すものであり、小集団による開発の典型的なものと言い得るだろう。

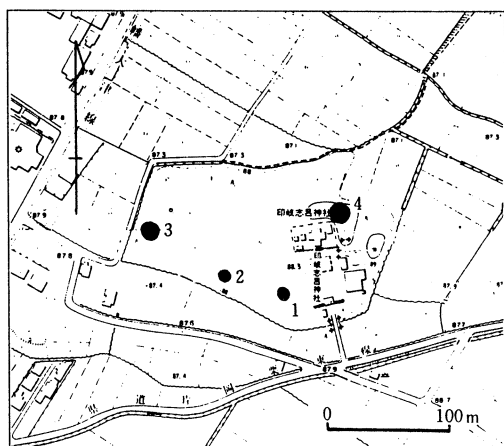
ここで、連続する古墳時代の問題について若干考えておきたい。古墳時代になれば、用水路等により一層の技術革新が加えられる。奈良県纏向遺跡では、幅5～6m、深1mの人工流水路が、長さ1.5km程度に渡って掘削されていた可能性が指摘されている。水路は矢板、杭等によって保護され、堰、集水マス等によって分水等を実施する。

この水路は、「辻旧河道」と「大和川」を結ぶものと想定されており、これは少なくとも小水系に限定された範囲ではない。むしろ、小水系の範囲を越えた人工的な水系の設置として評価し得るものである。

弥生時代の開発の到達点として岡山県百間川遺跡群の水田が存在する^⑥。長さ1km以上に及ぶ大水田地帯である。その成立と経営の具体的な方法については不明な点が存在するが、複数の集団がその周辺に存在したものと想定されており、それらの個別集団が点的に小水系に応じて開発していった結果の集積として成立したものと考えたい。これはその水田内に小水路が複数存在する点からも妥当性を有しているだろう。いずれにしろ、大水田地帯の経営に当る集団相互間には、水利、維持、経営等々の諸点での利害関係が成立し、新たな指導者や集団構成を生じさせたであろうと考えられる。

纏向遺跡の用水路はまさにそうして成立した集団によって営まれたものであり、小水系毎に分散していた個別集団の結合を物語るものである。大水系間という限定は存在するものの、複数集団が結合して計画的に開発したものである。点的な開発を実施していた弥生時代とは異り面的な開発が行われるようになったのである。採に「地縁的集団」とは、このようなものを言うのではなかろうか。

芦浦遺跡付近では、この段階の開発が実施されていた可能性は薄く、むしろ湖岸に近い不安定



第11図 印岐志呂神社古墳群

の存在は、芦浦遺跡周辺ではそうした人格が一代に一主体しか存在しなかったと想定させると同時に、開発の後退した地域でも政治的支配が完徹されていった事実を示す。実体は不明であるが、微細な開発と言えども決して無秩序なものではなく、一定の計画性を有したものであり、新しい政治体制に対応し得るものであったと言い得るだろう。

芦浦Ⅱ期は、全国的に見れば大規模開発の実施された段階である。古市大溝の掘削である^⑧。古市大溝は段丘上を掘削したものであり、10kmにも及ぶ長大な水路である。同時に東除川の付け替えも実施されており、総延長15kmにも及ぶ人工河川の掘削が行われたこととなる。まさに「国家」主導型の大開発であり^⑨、未開の地を著しく減少させたと同時に、全く新しい集団関係を形成したものであろう。

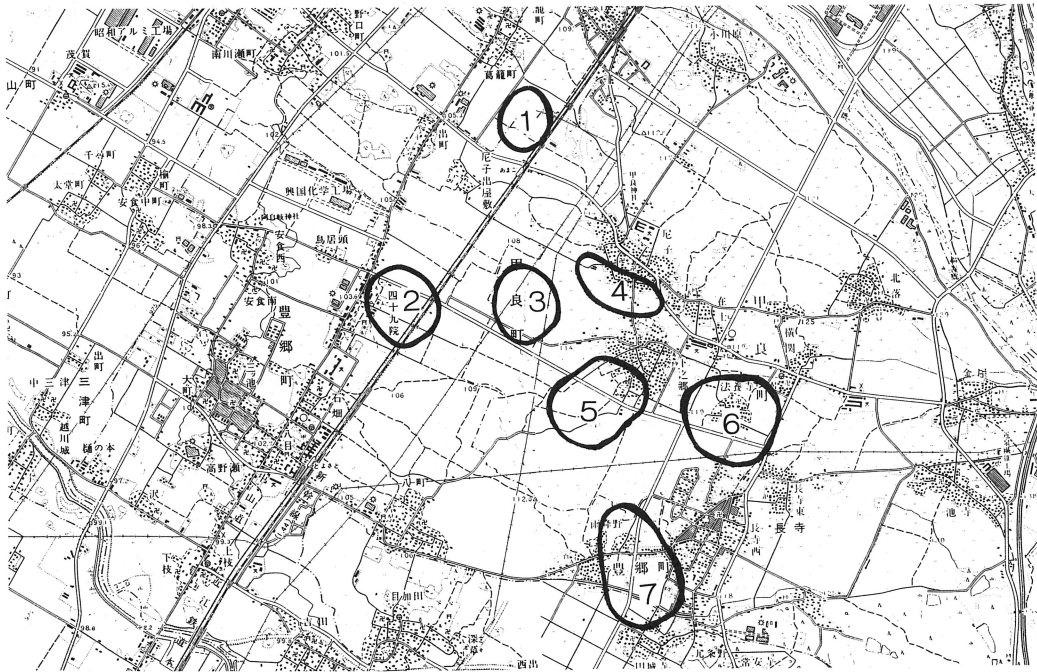
現状では、こうした大規模開発は古市大溝以外に知られていない。しかし、そこで用いられた溜池灌漑等の新しい技術は各地の開発を飛躍的に発展させたであろう事実は存在に難くない。

甲良町町内では、犬上川扇状地上で7世紀前半頃から集落が急激に拡大する^⑩。下之郷遺跡、尼子南遺跡、長畑遺跡、法養寺遺跡等である。付近には二子塚古墳等比較的多数の古墳が存在し、集落内においても古墳時代の遺物は少数ながら検出されている。決して当地は未開のままではなかった事実を示す。しかし、先述の7世紀代以降の諸遺跡の内容は整然としたものであると同時に、建物数においても実に大規模なものとなっている。7世紀前半頃に人口増と新たな集団関係を可能にした開発が実施されたとする一つの例証に成る得るだろう。この場合開発は、開析扇状地の小範囲のものから扇状地上の広大な高燥地へ向ったものと考えられる。これには古市大溝の掘削に表出されているような新しい諸技術が必要であった事実は言うまでもないだろう。

南山城地域でも同様の現象が存在する。城陽市正道遺跡では^⑪、木津川の形成した段丘に面する

な開発不可能な土地であったと考えられている。

ところで、印岐志呂神社古墳群は4基で構成される後期古墳群である^⑦。4基の古墳は、ほぼ等質的であり、等間隔を置いて立地している。こうした現象は後期群集墳の小支群的性格を古墳群全体で具現化しているものかもしれない。つまり、一つの支群（4基）から構成される群集墳として、当古墳群を理解することが可能となる。後期群集墳の被葬者は「政治的支配を受けた家父長層」である。印岐志呂神社古墳群



1 長畑遺跡 2 四十九院遺跡 3 下之郷西遺跡 4 尼子南遺跡 5 下之郷遺跡
6 法養寺遺跡 7 雨降野遺跡

第12図 犬上川扇状地上主要遺跡分布図

丘陵上に6世紀後半頃から集落が本格的に形成されている。前段階まで古墳が築造されていた段丘上が開発されだした例証である。

このように、扇状地や段丘上の高燥地がこの段階に開発され出した例証は多い。

一方、今回の芦浦遺跡は沖積平野であり、また異った開発が実施されたと考えられる。SD-03を中心とするSD-04、SD-05の人工流水路は、微高地上にも及んでおり、低湿地と微高地上を統一的に開発した事実は前述した。しかし、その水路の規模は、弥生時代に一般的なものと何ら差異は存在せず、従って、その用水路によって開発可能な範囲は点的で小規模なものであると言わざるを得ない。しかし、この段階では周辺に存在する微高地上に再び集落が形成されており、それらの多くが併存したものであると考えられる。これらの集落が個別に人工流水路を営み、点的な開発を実施したと考えた場合、集落密度は濃く、一本の人工流水路や小河川の付け替えにおいても他集落との間に大きな利害対立が生じたと考えざるを得ない状況である。むしろ、集落相互が計画的に流水路を営み利害関係を調整していったものと考えるのが妥当であろう。芦浦遺跡で検出された流水路は、周辺地域内において計画的に、網羅状に掘削されたであろう用水路の一部と考えられるのである。

ところで、芦浦遺跡で認められたような沖積平野での開発と、古市大溝に体现された高燥地の開発は一見無関係のように思われる。しかし、古代における沖積平野は大河川の支流が網羅状に存在し、氾濫、埋積を常時的に繰り返していたものであり、決して安定したものではなかった。古墳時代以前の水田や水路が短期間の存在でしかなかった事実は、ここに起因する。安定した開発にはこれらの流水路を確実に固定しなければならない。大阪府亀井遺跡では、^⑫5世紀代の堤防遺構が検出されている。本格的な河川統治の技術が存在した事実を示す。芦浦遺跡周辺においても、野洲川南流や草津川の支流の確実な固定化が達成され、それを前提として沖積地の開発が実施されたことは言うまでもないだろう。質、量において異なるが、古市大溝を掘削した諸技術との関連性は十分に想定されよう。

さらに、両者の間には新たな集団関係の形成という共通点が存在する。古市大溝の場合、大規模性、計画性、高等な技術性といった視点から容易に〈国家〉という主体による開発が想定され、そこで生じた集団関係は〈国家〉を軌軸とした社会秩序に他ならない事実は明らかである。そして、甲良町等において想定される開発も、下之郷遺跡等の住居配置の規格性や高度な技術を必要とした開発形態から、古市大溝に準じた〈国家〉主導形の開発であったと想定される。一方、芦浦遺跡の開発は現象的には古墳時代の纏向大溝の開発と同一であり、技術的にも高度なものは想定されない。ただし芦浦遺跡の開発は、その範囲内の集団関係のみによって達成されたとは考え難い状況が存在する。微高地上に存在する諸集団は、次の段階になればその大半が氏寺建立主体へと成長する。すなわち、いずれもが独立した存在であり、それらが結合して一つの集団を形成した可能性は薄いものである。纏向大溝が集団の結合を基本としてその集団の首長の指導下に掘削されていたものとは異なり、芦浦遺跡の周辺では個別集団の状態でそれらを統括する開発が実施されているのである。そこには、個別集団を何らかの方法で、個別の独立性を保障しつつ結合させる契機が必要となってくる。開発の拡大という本能にも近い願望が存在したであろう他に、個別集団を〈地縁〉的に結合される第三者の意図が存在したものでなかろうか。そしてこの第三者こそ〈国家〉であると考えたい。つまり、ここでも〈国家〉的な意図が開発に反影しているのである。

ここにおいて、当段階を支配した開発の意味は明らかになる。未開地を大規模に開発し全く新しい集団関係を形成させる。既開の地においても再開発を実施し、集団関係を一新する。そして、それらは〈国家〉的なレベルで実施される。それによって確実な収獲を保障させると同時に、土地というものを媒介に諸集団の支配を完徹する。当該期の開発は将に〈国家〉支配の初現であると言い得るのである。

〈国家〉によって結合させられた芦浦遺跡周辺の諸集団は、次の芦浦Ⅲ期前半になれば、より一層の結合性を見せる。これが古地割である。ところで、古地割の施行には白鳳寺院（氏寺）の建立が大きな意味を有していたものと理解できる。すなわち古地割の基点として、各微高地上に存在する寺院跡の寺域が考えられるのである。氏寺は、「氏族長を官人として登用していった時に建立される。」ものである。そして、近江南半部の場合その建立は、近江大津宮時代の政策と密接に関連する。

規格性を有する地割による開発は、常識的に考えれば必ずしも古代における有効な方法ではない。むしろ、技術的にも労働的にも大きな損失が存在するものである。地割による開発は、単なる開発上の必要から生じてくるものではなく、他の政治的、社会的必要によって実施されたものであると確認しておきたい。そして地割は、それら諸因を視覚化する景観としてその意味を最大限に表出するものなのである。すなわち、芦浦遺跡周辺の開発は、第Ⅱ期においてほぼ完了したものと考えられ、古地割はそれに景観を与えたものに他ならないのである。そして、その景観の中心が白鳳寺院であることは言うまでもないだろう。近江大津宮時代の中心地は言うまでもなく現大津市街地である。その地に一定の地割が存在したか否かは、なお議論を必要とするであろうが、寺院を中心として中央官衛が整然と配置されていた事実は確かである^⑬。言わば、そこには都市景観が形成されていたのである。一方、芦浦遺跡周辺では白鳳寺院が乱立的に建立されているものの、その周辺で官衛が検出される可能性は薄いと考えられる。むしろ豪族屋敷を中心とする地方的な集落を形成していった可能性が強い^⑭。言わば有力な農村の景観を呈していたものではなかろうか。寺院を中心にして豪族屋敷、一般住居、水田と順次広がり、しかもそれらが地割によって区画されているものである。

古地割の明瞭な守山市赤野井遺跡では、屯倉、官衛等と推定される建物群が存在する^⑮。また付近に白鳳寺院が存在した事実もある。いずれにしろ政治上重要な地域であったものと考えられ、古地割の施行はそこに起因するものと考えられる。

当該期はむしろ開発という純粋な意味を脱し、景観開発としての意味を有した段階である。そして、これを推進した主体はやはり〈国家〉である。ただし、古地割に関しては不明な点が多く、実際どの程度施行されたものであるのか、日本全土的なものなのか先進地域に限られるものか等々解明すべき問題が多い。また、古地割は寺院等の建物を中心としており、用水路としてどの程度機能したものかも不明である。いずれにしろ、この段階では純粋な意味の開発の他に、景観形成という二次的な開発が実施されているのは事実であり、これは、前段階までの古代の純粋な開発は終焉を迎えていた事実を示すものである。また、この景観形成も、土地による人間支配の

一環であることは言うまでもないだろう。

芦浦Ⅲ期後半も地割による開発であり、純粋な意味での開発とは異なるものである。

条里地割の施行は、地域によって異なるものであり、また数段階に分かれているものである。高月町井口遺跡では^⑬、7世紀後半頃最初の条里地割が施行され、8世紀、9世紀と順次その拡張と改修が行われている。この7世紀代に地割が施行された例は、全国的に見ても古いものであり、一般には10～12世紀という年代が与えられる。

また、条里地割方向に規制されて営まれた集落が存在する一方、全く地割の規制の及んでいない集落も存在する。前者の場合は短期間、小規模である事実が多く、後者は長期間、大規模であることが多いと^⑭言う。

つまり、条里地割は非常な多様性を有して形成されていったものと言い得るだろう。ところで、条里制は奈良前期に成立した土地・人民の統一的支配方法であり、律令政治の根本を成すものである。制度に従い地割が施行されたとするなら、このような多様性は理解し難いものであり、近江における地割の施行の一般的年代の10～12世紀はもはや律令時代以降である。つまり、条里地割は条里制に従いつつも、それとは異なる意味によって成立したものと言い得るだろう。

この条里地割施行の意味に関して論じるだけの力量は有さないが、条里に従う集落が小規模であり散村的様相を呈している事実や、この地割が中世以降現代に到るまでの土地所有の基本として利用されている事実からすれば、中世的土地所有概念に基くものであったとも考えられる。

条里地割は、まだ十分にその性格は知られていない。芦浦遺跡をはじめとし全国的にそれが施行されたのは事実である。古代的開発の到達点として、また中世的土地所有概念の基本として、それはより一層の解明がなされなくてはならないだろう。

4

以上やや饒舌になったが、芦浦遺跡を中心に古代の開発の問題について考えてきた。古代の開発は、およそ次のように展開してきたものである。

弥生時代は、集団が個別に点的に開発したものであり、一定の広大な面積の開発が最終的に達成されるが、それはあくまで点の集積に他ならない。

古墳時代は、複数集団が一定の面積を統一的に開発する。個別集団の結合による新たな集団がそれによって形成される。

7世紀になれば、未開地、既開地を問わず〈国家〉的な再開発が実施される。土地を媒介にした人民支配の方法の初現であり、一部地域では地割を伴うものである。

10世紀から12世紀頃では、活発に条里地割が施行されてゆく。これは開発というより、条里制

という概念に基く、新しい土地所有方式と関連するかもしれない。中世への胎頭でもある。

このように芦浦遺跡では、弥生時代、7世紀、10～12世紀の開発の痕跡が検出されたのである。開発の問題には、まだまだ未解の問題が多い。今回の調査が開発史研究の一助になれば幸いである。

註

- ① 丸山竜平他 「草津市下寺 下寺観音堂遺跡」『昭和51年度 滋賀県文化財調査報告』1978年
- ② 吉本堯俊他 「森本遺跡発掘調査概報」長岡京発掘調査団 1970年
- ③ 大阪文化財センター 「西浦橋遺跡現地説明会資料」Ⅱ 1983年
- ④ 葛原克人 「岡山県雄町遺跡について」『岡山県地方史研究』創刊号 1971年
- ⑤ 石野博信 関川尚功 『纏向』1979年
- ⑥ 正岡睦夫 柳瀬昭彦 「岡山市百間川遺跡の水田址」『月刊文化財』10月号 1978年
- ⑦ 小笠原好彦 「古墳の出現と地域的展開」『草津市史』第1巻 1981年
- ⑧ 広瀬和雄 「河内古市大溝の年代とその意義」『考古学研究』29-4 1983年
- ⑨ 広瀬和雄 「古代の開発」『考古学研究』30-2 1983年
- ⑩ 宮崎幹也氏の御教示による。
- ⑪ 近藤義行他 「正道遺跡第20次、21次発掘調査概報」『城陽市埋蔵文化財調査報告書』15 1986年
- ⑫ 大阪文化財センター 『亀井・城山』1980年
- ⑬ 例えば穴太廃寺周辺では東生水地区 寺田地区で同時代の大規模な建物が検出されており、官衙の可能性は高い。
- ⑭ 例えば花摘寺に近接して検出された建物は典型的な豪族屋敷であろう。
- ⑮ 大橋信弥他 「守山市赤野井遺跡」『昭和51年度滋賀県文化財調査年報』1978年
- ⑯ 田中勝弘 『伊香郡高月町井口、柏原遺跡』1985年
- ⑰ 田中勝弘 「残存条里と集落遺跡」『滋賀考古学論叢』2 1986年

全体については、広瀬和雄「古代の開発」『考古学研究』30-2 1983年 近藤義郎『前方後円墳の時代』1983年に負うところが大きい。特に前者論文からは、用語・概念規定等の引用を多くしたが、それらについては註を引かなかった。諒承を得たい。今後、近江全体の視点で開発史を語る予定をしており、用語・概念規定に関する詳細はそれにゆずるものとしておく。(細川)

6. おわりに

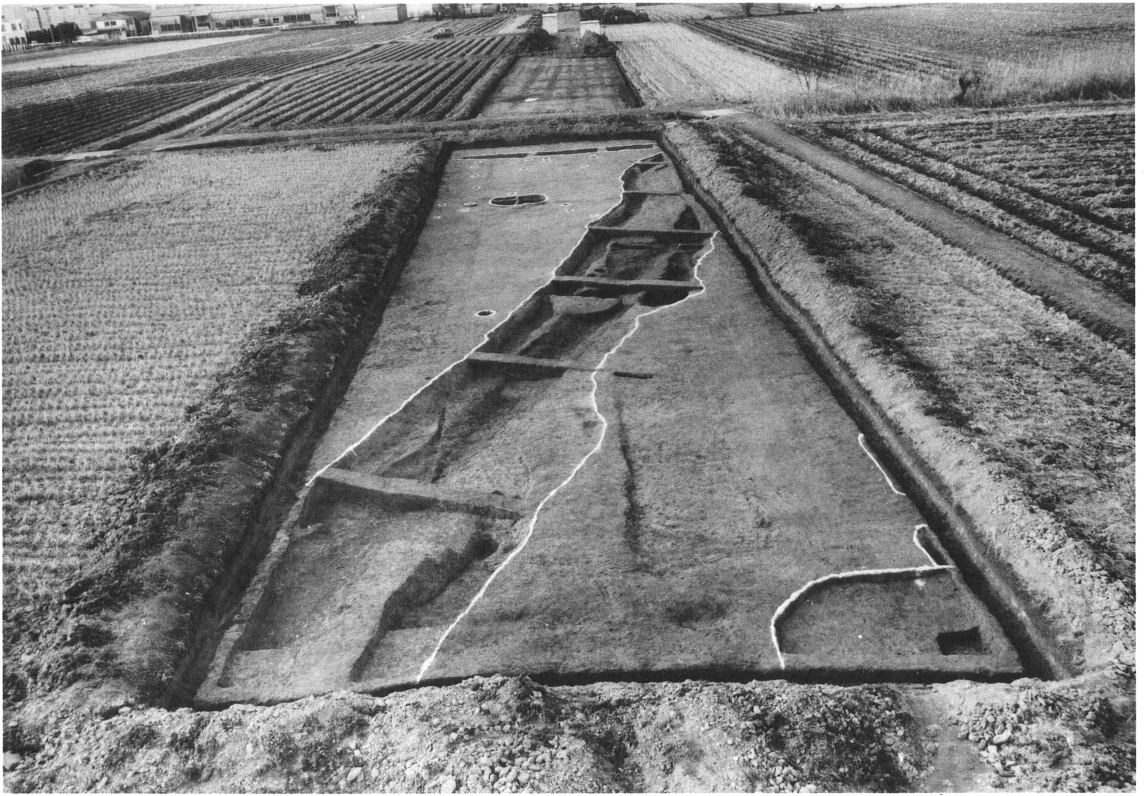
今回の調査では、弥生時代中期から平安時代にかけての溝状遺構を検出したのにとどまったが、これらの遺構は、平野の開発過程を理解する上に有効なものであった。ほとんどの遺跡で検出されるこうした溝状遺構に対する取扱についてはまだまだ不十分なところがある。今回の調査が今後の遺跡理解に役立てば幸いである。



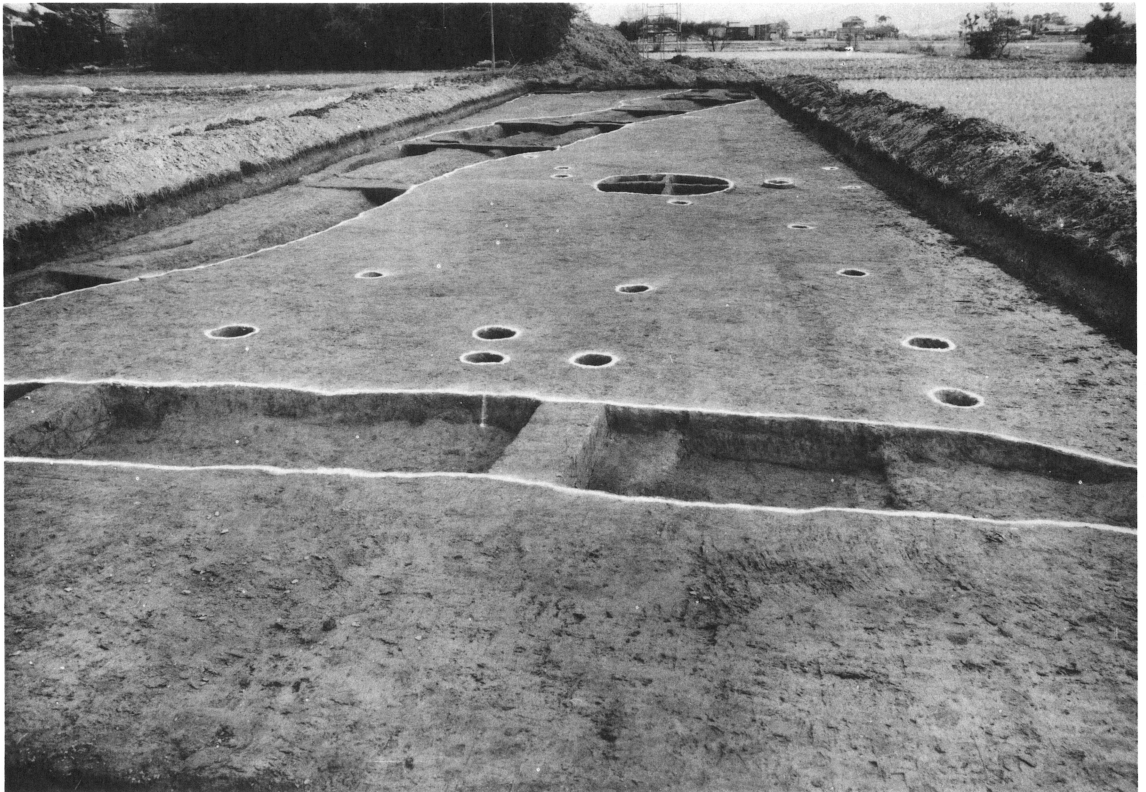
調査地区全景（西より）



表土除去状況（西より）



東地区全景（発掘後、東より）



東地区全景（発掘後、西より）



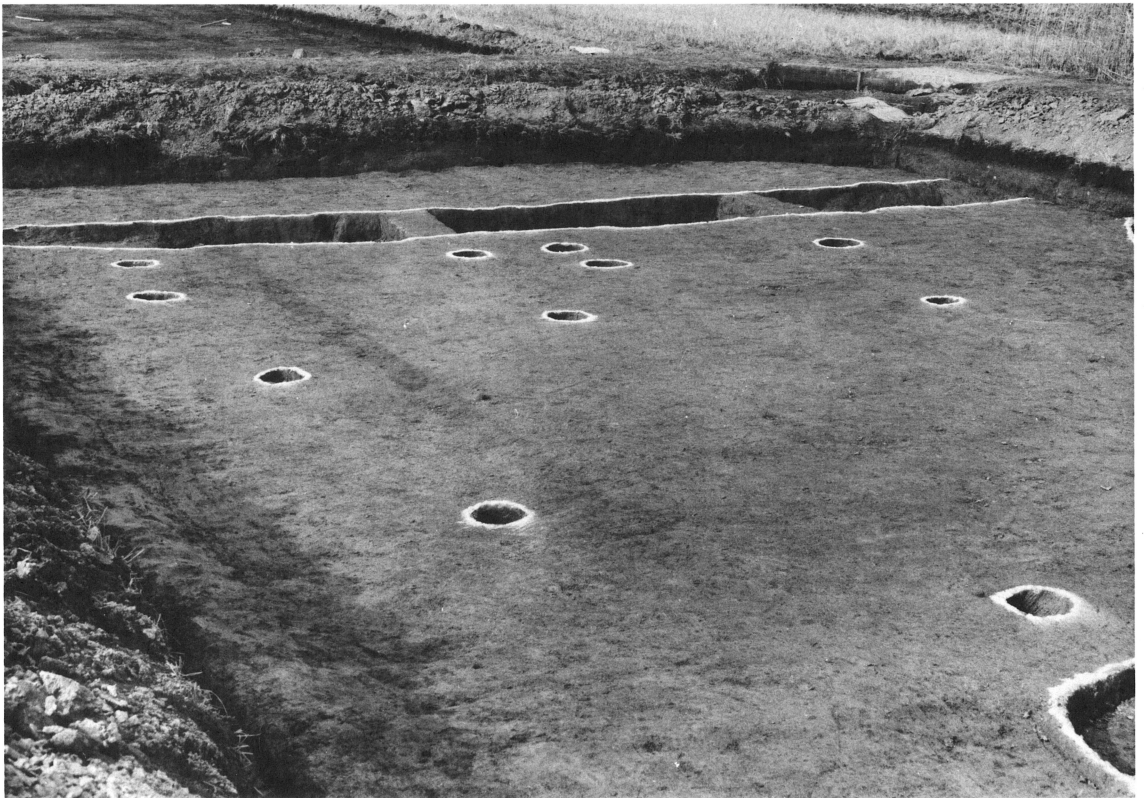
東地区全景（発掘後、西より）



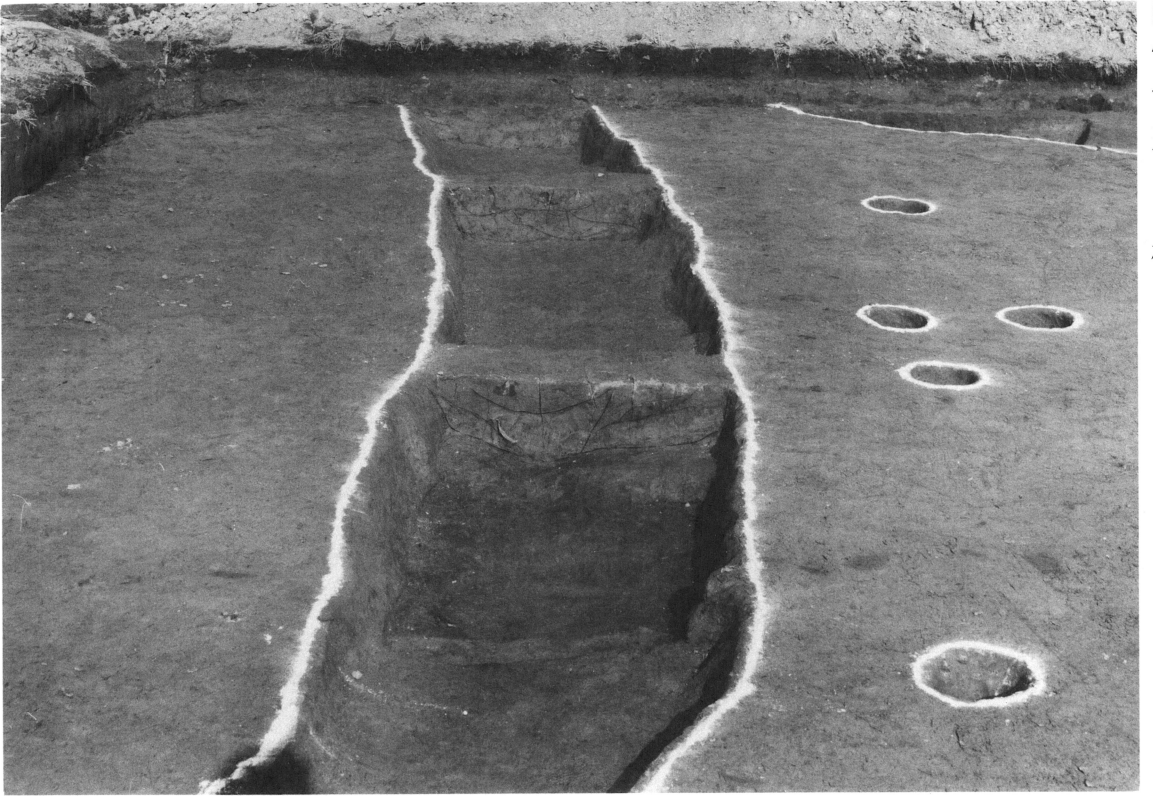
東地区SD01（東より）



東地区SD1（西より）



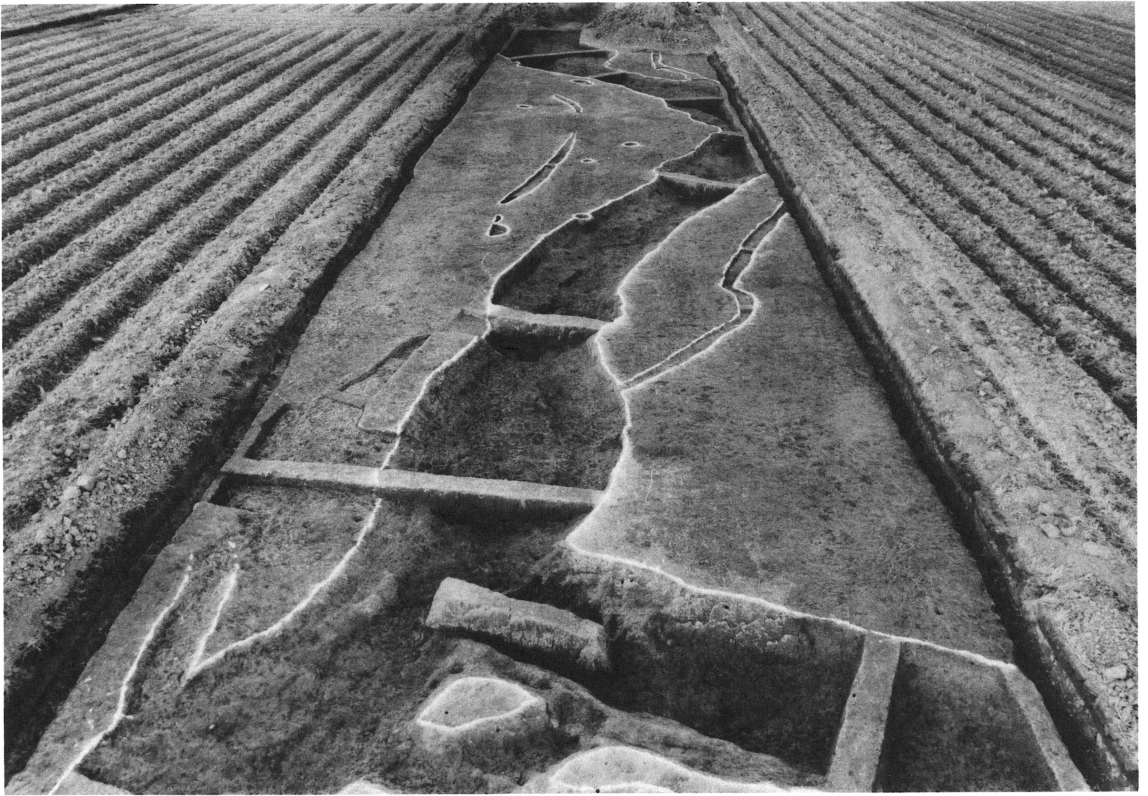
東地区SD02及びピット群（東より）



東地区SD02 (南より)



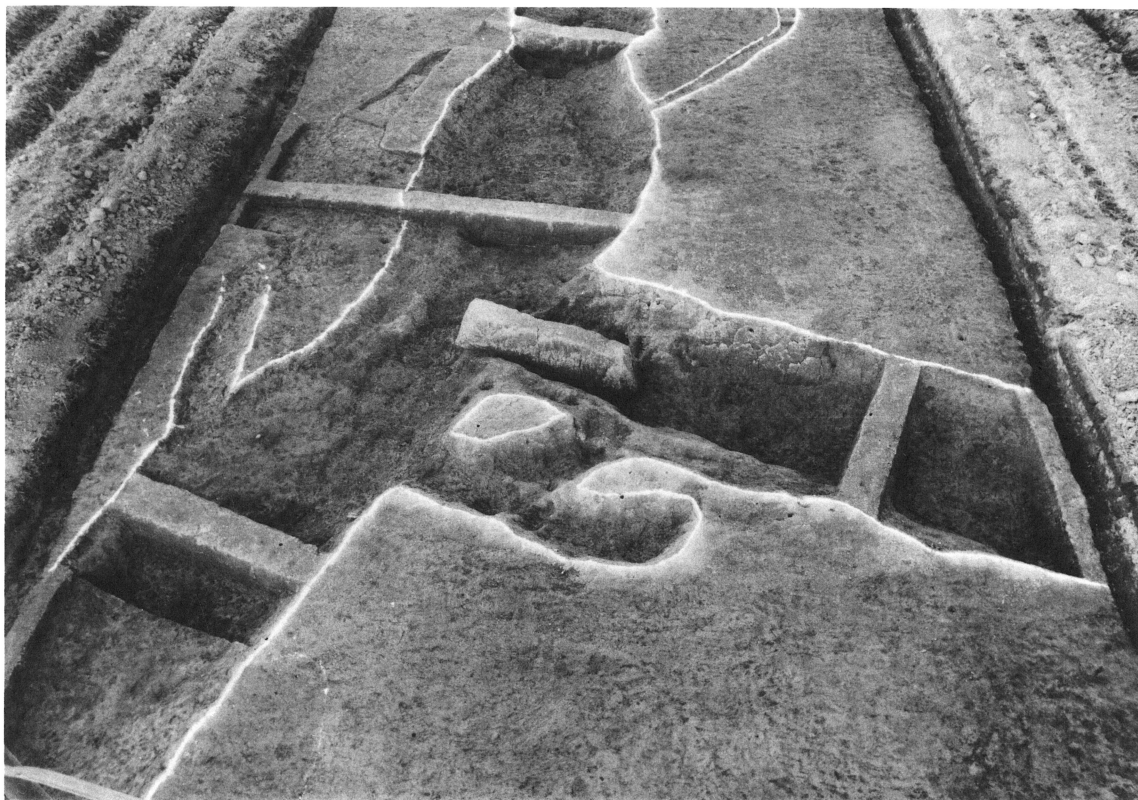
西地区全景 (発掘後、西より)



西地区全景（発掘後・東より）



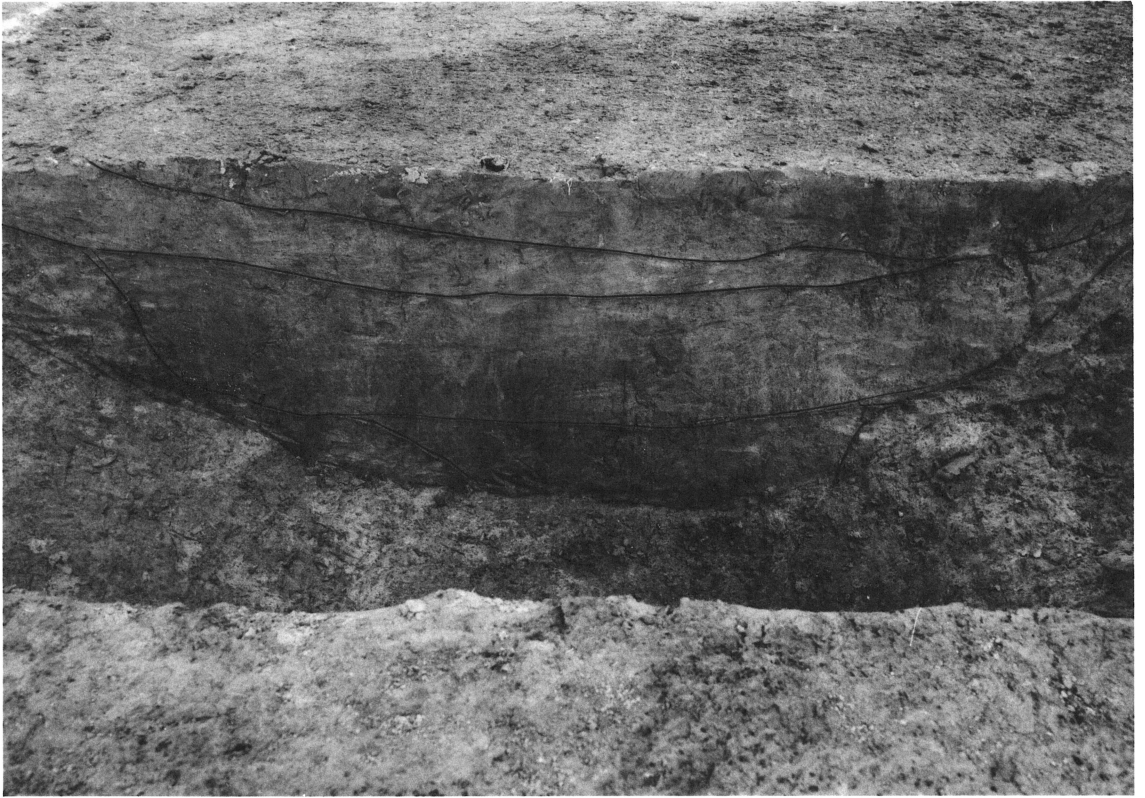
西地区SD03・SD05（西より）



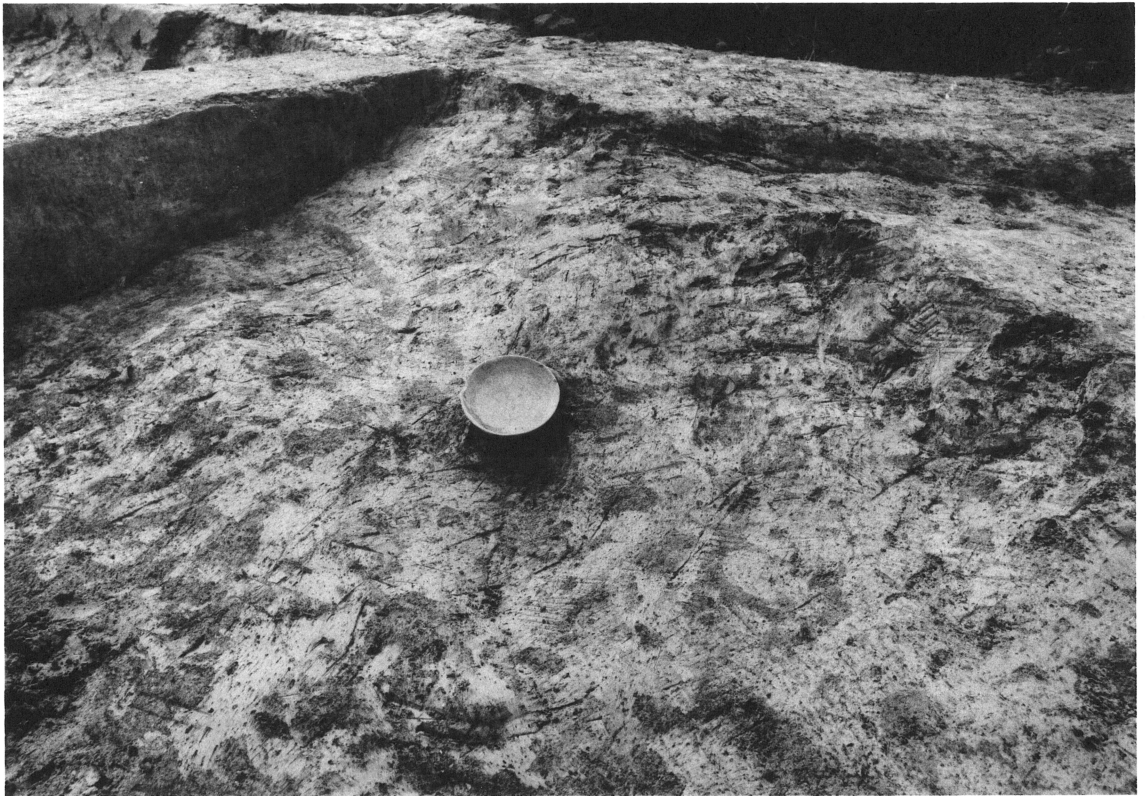
西地区SD04 (東より)



西地区SD04 (南より)



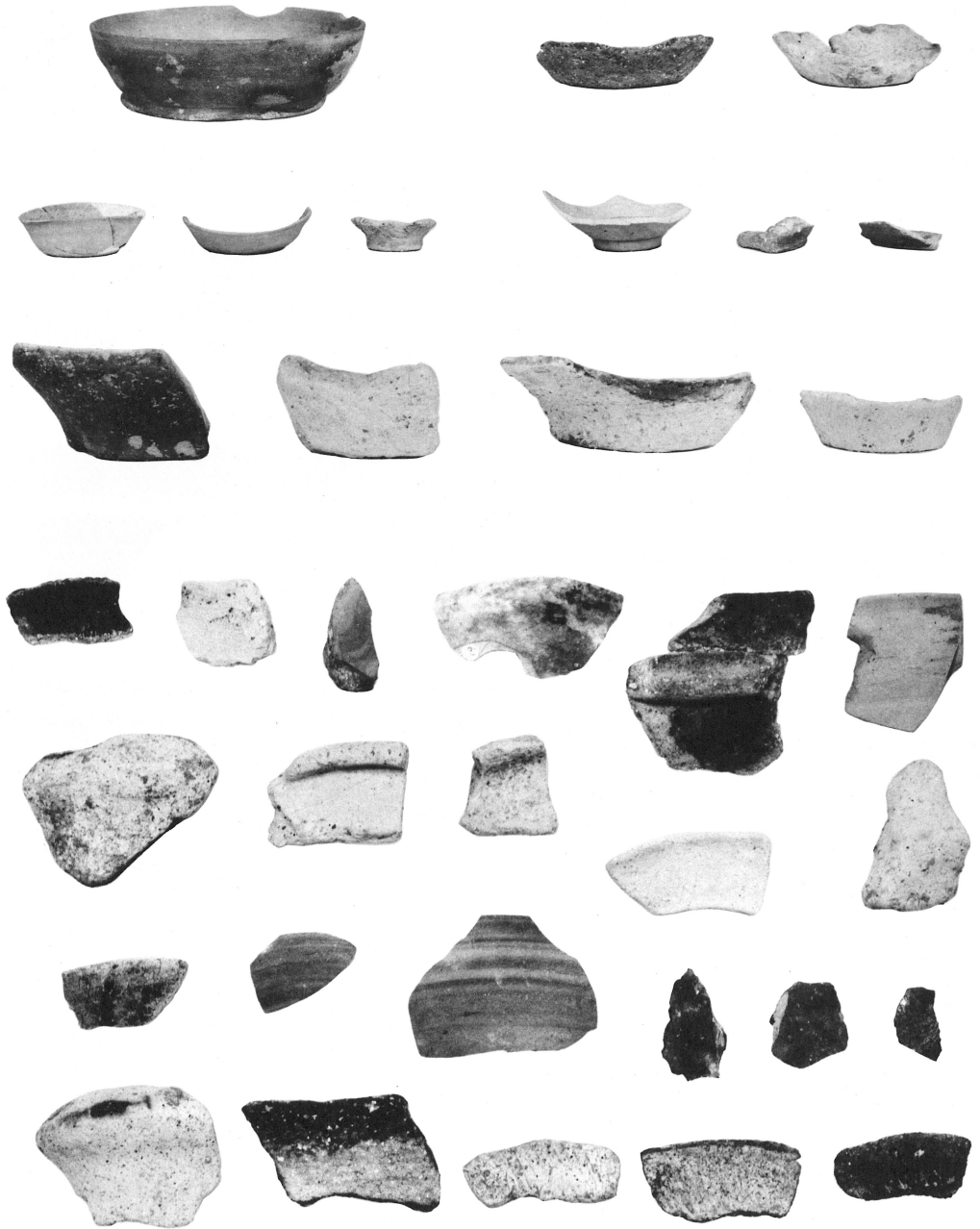
西地区 S D 0 4 断面土層 (南より)



西地区 S D 0 3 遺物出土状況 (南より)



出土遺物



出土遺物



出土遺物

昭和62年3月

— 県道片岡栗東線特殊改良第1種工事に伴う —

芦浦遺跡発掘調査報告書Ⅰ

編集・発行 滋賀県教育委員会文化財文化財
保護課

大津市京町四丁目1-1

電話 0775-24-1121

(財)滋賀県文化財保護協会

大津市瀬田南大萱町1732-2

電話 0775-48-9781

印刷所 富士出版印刷株式会社

大津市札の辻4-20

電話 0775-23-2580